



石川町 第6次総合計画

～いしかわ幸せ共創プラン～

(原案)

目次

◇ 序 論

1 策定の趣旨	4
2 策定の視点	5
3 総合計画の構成と期間	6
4 進行管理	7

◇ 基本構想

1 まちの将来像	10
2 人口の将来展望	11
3 施策の大綱	12
(1) 基本目標1 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療）	14
(2) 基本目標2 活力ある産業を形成するまち（産業・観光）	16
(3) 基本目標3 豊かな心・町民文化を育むまち （教育・文化・スポーツ）	17
(4) 基本目標4 安全で住みよいまち（防災・生活環境）	19
(5) 基本目標5 都市機能が充実したまち（生活基盤）	20
(6) 基本目標6 共に創るまち（地域自治・行政運営）	22

◇ 基本計画

1 部門別計画	
(1) 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療）	25
(2) 活力ある産業を形成するまち（産業・観光）	43
(3) 豊かな心・町民文化を育むまち（教育・文化・スポーツ）	55
(4) 安全で住みよいまち（防災・生活環境）	71
(5) 都市機能が充実したまち（生活基盤）	81
(6) 共に創るまち（地域自治・行政運営）	95
2 基本計画重点項目	108



◆ 序 論

1 策定の趣旨

本町では、平成21年度からの10年間を計画期間とする「石川町第5次総合計画」に基づき、「みんなが主役 協働と循環のまち」を町の将来像として総合的かつ計画的に各施策を進めてきましたが、平成30年度をもって計画期間が終了します。

この間にも、本町では、人口減少と少子高齢化が同時かつ急速に進行し、平成29年4月1日には過疎地域として指定されるに至っています。

また、社会経済環境の変化と併せ、町民の行政に対するニーズはますます多様化・高度化しています。

そこで、本町が持続可能な社会を維持し、町民満足度を高めるためには、これまで以上に長期的なまちづくりの視点に立った重点的・効率的な行政運営が求められます。

また、町民と行政が共に創るまちづくりを行う上では、本町がめざすべき将来像を町民と共有することが重要です。

こうした状況を踏まえ、平成31年度以降の町政運営を総合的・計画的に進めるための指針となる「石川町第6次総合計画」（以下、総合計画という）を策定するものです。



2 策定の視点

① 社会状況、町民ニーズの十分な把握及び分析

人口減少社会における量から質への転換の必要性を認識し、各種統計に基づく現状分析等を行い、社会経済・財政状況等、本町を取り巻くさまざまな環境や状況の変化を捉えた上で、町民アンケート（町民満足度・重要度）調査による町民ニーズを的確に把握し課題解決に対応する計画を策定します。

特に、今後において、持続可能なまちづくりに大きな影響を及ぼす、少子高齢化による人口減少への対応を図るため、十分な検討を行い計画の中で明確な方向性を示すものとします。

② 町民参加

総合計画は、町政の長期的ビジョンとそれに基づく施策を定める最上位の計画であることから、策定過程における透明性の確保や町民の意見・意向の把握、町民の町政への参加促進を図る意味からも十分な町民参加の手続を確保します。

③ 実効性のある計画

行財政計画の基礎となる総合計画と予算、行政評価が有機的に連携する政策評価、事務事業評価に加え、重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルによる検証を行うことで実効性の高い計画とします。

※¹ 重要業績評価指標（KPI）

町が取り組む様々な事業の進捗管理を客観的に行えるようにするため、達成度合、統計指標等の数値を用いて評価するための指標です。

※² PDCAサイクル

P（プラン：計画の策定）

D（ドゥー：計画の推進）

C（チェック：進捗状況の点検）

A（アクション：計画への点検結果の反映）

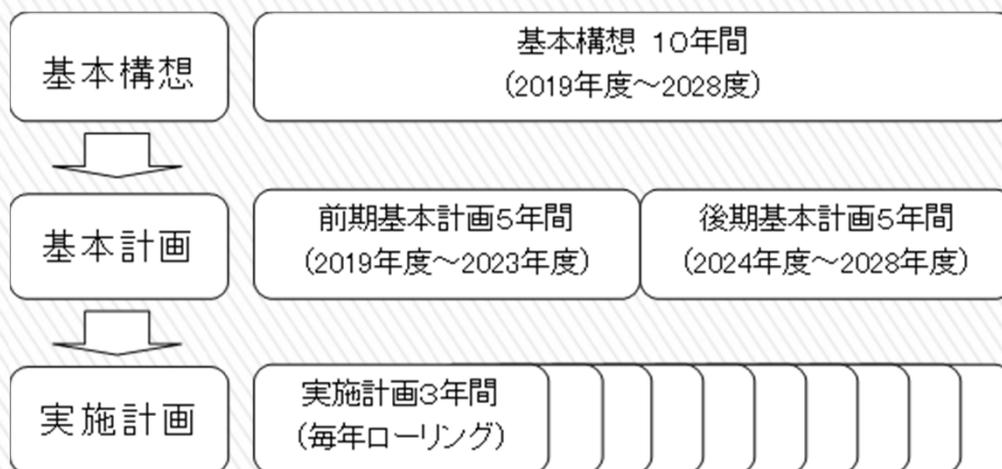
3 総合計画の構成と期間

(1) 計画の構成と目標年次

石川町第6次総合計画は、町の最上位の計画として位置づけ、「基本構想」と「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

また、基本構想は、2028年、前期基本計画は2023年、後期基本計画は2028年を目標年次とし、実施計画は、期間を3年間として毎年度見直しを行うローリング方式により、適宜改定を加えるものとします。

【基本構想・基本計画・実施計画の関連】



(2) 各計画の役割

「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」の役割は次のとおりです。

① 基本構想

本町の長期ビジョンを示すものであり、町がめざす将来像など、めざすべきまちづくりの方向性を示すものです。

② 基本計画

基本構想に基づきその実現に向け、方向性を明らかにすると共に、基本構想で定めた政策体系に基づき、施策の目標と内容を示したものです。

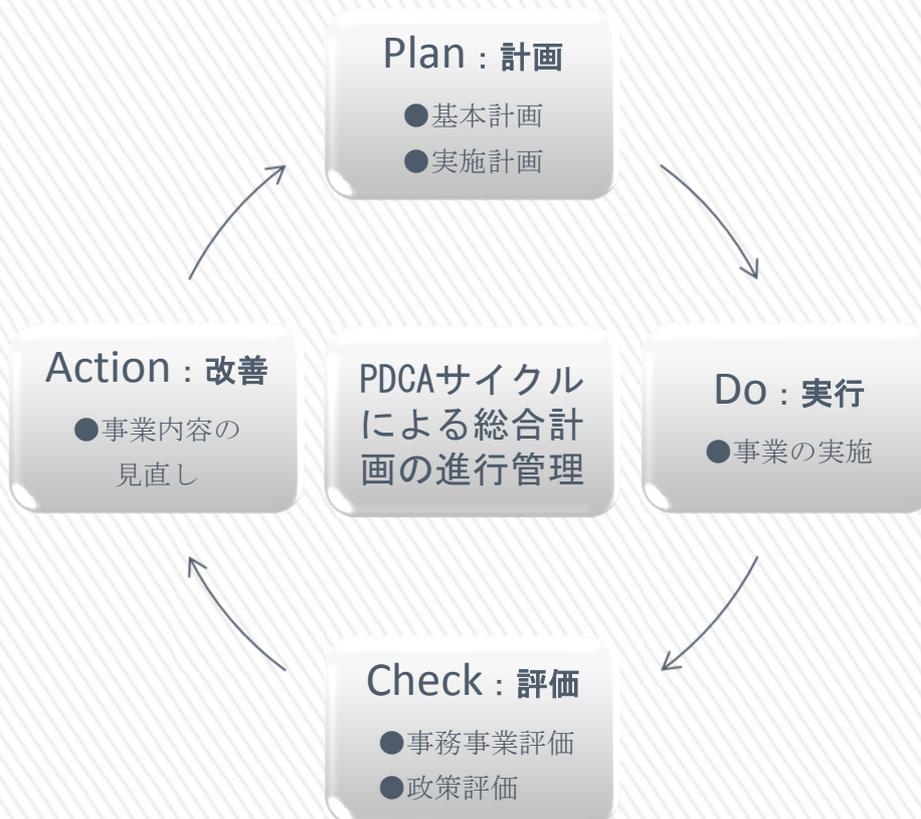
③ 実施計画

基本計画において定められた施策を効果的に実施するために必要な具体的な施策を明らかにするとともに、その実施時期と財源の裏づけを伴う町政の具体的な計画です。

4 進行管理

まちの将来像を実現するためには、基本計画に掲げる施策や事業を着実に実行するとともに成果を検証し、必要に応じて事業内容を見直していくことが必要です。

本計画についても、前計画に引き続き、行財政計画の基礎となる総合計画と予算、行政評価が有機的に連携する政策評価、事務事業評価に加え、重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルによる検証を行うことで実効性の高い計画とします。







基本構想

1 まちの将来像

第6次総合計画「いしかわ幸せ共創プラン」

将来像を

共に創る 幸せ実現のまち

とします。

人口の減少に正面から向き合い、これまでの量から質という価値観の転換を意識しながら、安心安全で、自立した持続可能な地域社会の実現を図る必要があります。

そのために、豊かな自然や歴史文化資源を活かし、これまでの協働による地域自治の精神を引き継ぎながら、活力と笑顔があふれ、生涯にわたり、安心して暮らせる社会の実現に向け、共に支え、協力して創る「共創」によるまちづくりを進め、誰もが「幸せ」を実感し、実現できるまちをめざします。

2 人口の将来展望

国立社会保障人口問題研究所の推計による石川町の人口は、2050年に1万人を下回り、その後も減少を続け、2060年には7,725人まで減少するとされています。

これに対し、石川町人口ビジョンにおいて、「目指すべき将来の方向」に沿って適切に施策を展開することを前提に、次の仮定のもと、本町の将来人口の規模を展望します。

○自然増減に関する仮定

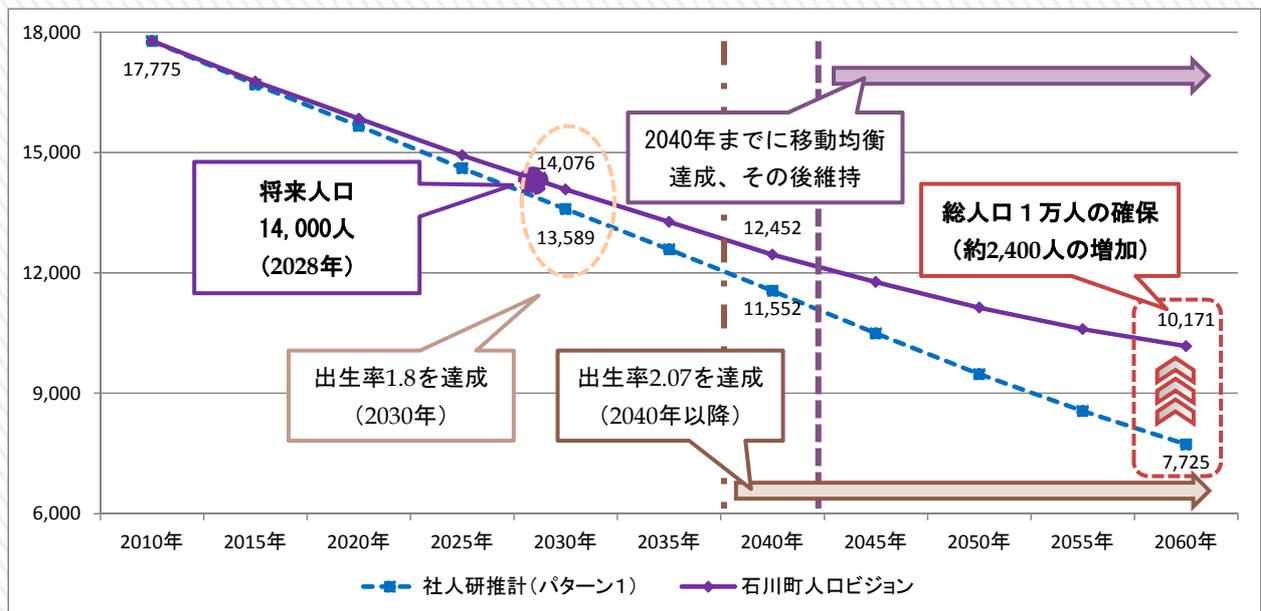
国の「長期ビジョン」に準拠し、2030年に国民希望出生率（1.8）、2040年に人口置換水準（2.07）を達成すると仮定します。

○社会増減に関する仮定

定住・移住に関する相談体制や若者世代への住環境の提供等を通じて、転入の促進と転出の抑制を図ることにより、2040年までに社会移動が均衡すると仮定します。

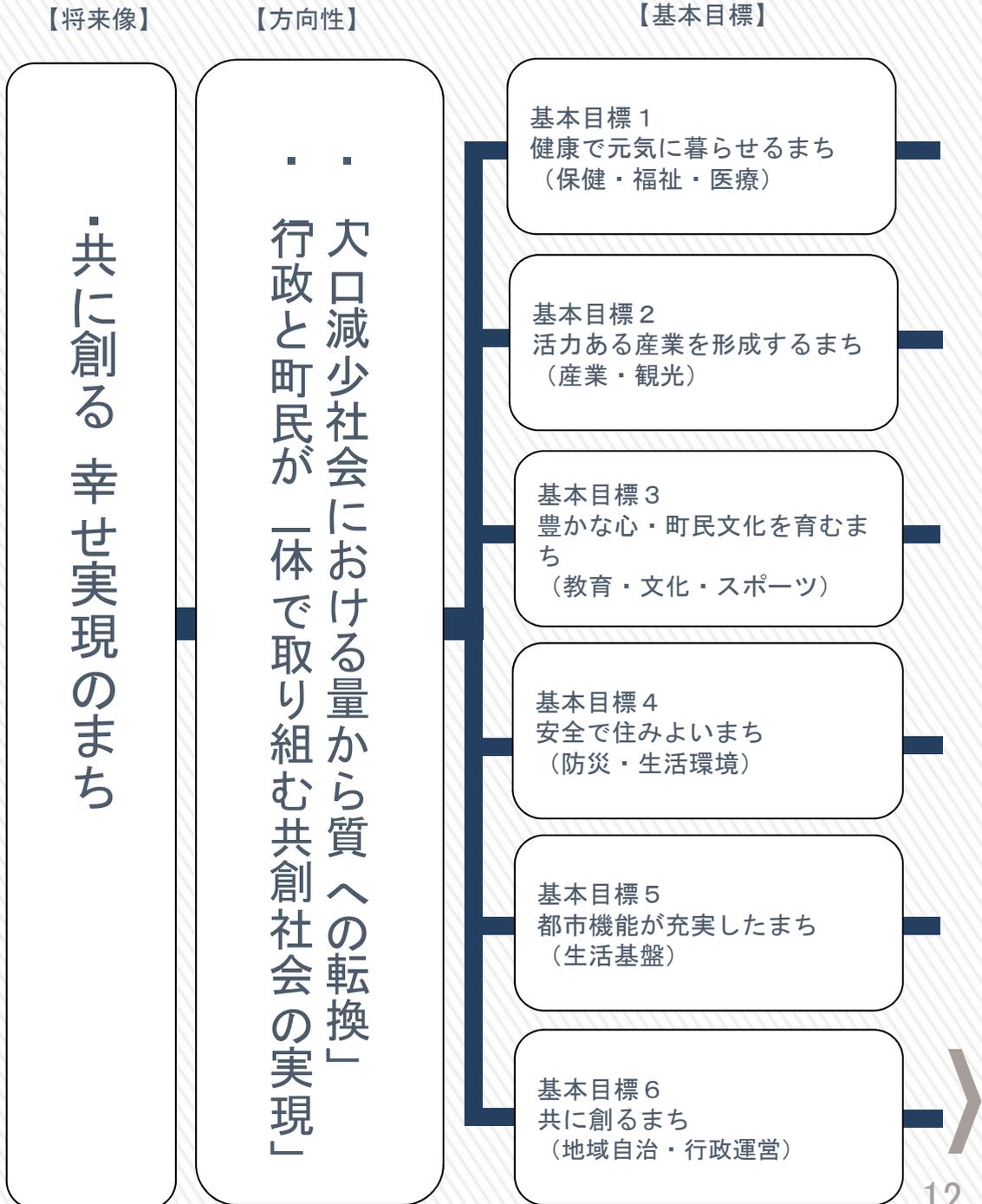
このように、自然動態と社会動態を改善させることにより、2060年の人口1万人を確保することを目標に、本町における10年後の将来人口を1万4千人と想定します。

石川町人口ビジョンによる人口推計



3 施策の大綱

本計画では、石川町のめざす将来像を実現するために、まちづくりの方向性に沿って、6つの基本目標を設定し施策を推進します。



【施 策】

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 児童福祉の充実
- (3) 保健・医療の充実
- (4) 障がい者福祉の充実
- (5) 高齢者福祉の充実
- (6) 人権尊重・権利擁護の推進
- (7) 保険制度

- (1) 農林業の振興
- (2) 商工業の振興
- (3) 雇用の創出
- (4) 観光の振興

- (1) 生涯学習の充実
- (2) 社会教育の充実
- (3) 学校教育の充実
- (4) 文化の振興と歴史資源の継承
- (5) 鉱物の保存・活用
- (6) スポーツの振興

- (1) 消防・防災対策の充実
- (2) 交通安全・防犯対策の充実
- (3) 資源循環の推進
- (4) 放射能対策の推進

- (1) 土地利用の推進
- (2) 生活道路の充実
- (3) 河川環境整備の推進
- (4) 住環境の整備
- (5) 上水道の整備
- (6) 公共交通網の整備

- (1) 協働による地域づくりの推進
- (2) 効率的な行財政運営
- (3) 広域行政・地方分権
- (4) 情報化の推進
- (5) 町民参加
- (6) まちなか再生の推進

子どもから高齢者までのすべての世代が、性や障がいに関わらず、共に生きる安全安心な地域をめざして、一人ひとりの人権を守り、保健、福祉、医療の向上に努めます。特に、子育て環境の整備、働く人の健康増進、高齢者・障がい者の自立支援、医療体制の確保を進めます。

【こんな石川町をめざします】

(1) 地域福祉の推進

全ての人々が自分らしく暮らせる福祉社会の形成を図るため、人と人を結びつける見守りや支え合いの強化と尊厳を保ちながら安心して暮らせる制度の構築・活用を推進します。

(2) 児童福祉の充実

子どもの成長を育む環境を充実し、子育てに誇りや喜びを感じることができるよう、妊娠・出産から児童期まで切れ目ない支援体制の充実を図ります。また、援助を必要とする家庭等の自立を支援します。

(3) 保健・医療の充実

町民の健康意識を高め、自ら健康づくりの実践ができるよう支援するとともに、疾病予防や感染症対策を推進し、健康寿命の延伸に努めます。また、妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援体制の充実を図ります。さらに、適切な地域医療体制の整備を進めます。

(4) 障がい者福祉の充実

障がいのある人が地域での共生と自立をめざし、社会参加の機会の確保・適切なサービスの提供、社会的障壁を取り除き、総合的かつ計画的な支援体制の整備を推進します。

(5) 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、住まい・生活支援・予防・医療・介護が包括的に提供される地域包括ケアシステムの整備を推進します。

(6) 人権尊重・権利擁護の推進

誰もが性別、年齢、職業、身体的状況、国籍などにかかわらず、すべての個人が能力・個性を十分に発揮できる社会の実現をめざし、意識の啓発を進めるとともに、被害者等への支援体制の整備を推進します。

(7) 保険制度

町民が生涯をとおして健康でいきいきと暮らせるよう、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度の安定的な運営に努めます。

※この計画は、社会福祉法第107条に定める「地域福祉計画」を兼ねるものとします。



新たな担い手の確保及び経営所得の向上をめざすとともに、消費者のニーズに柔軟に対応できる産業の育成を推進し、活気あふれるまちづくりをめざします。

【こんな石川町をめざします】

(1) 農林業の振興

地域の特性・利点を活かした良質で安全な農産物等の産地形成を推進するとともに、農地の利用集積による経営の合理化を推進し、希望の持てる農林業の振興をめざします。

(2) 商工業の振興

まちの賑わいづくりや中小企業者の経営支援に取り組むほか、創業支援により新たな活力の創出をめざします。

(3) 雇用の創出

企業誘致の推進や立地企業の育成支援により、雇用の創出を図るとともに、キャリア教育を推進し、若者の就業を支援していきます。

(4) 観光の振興

観光資源の魅力向上と効果的な情報の発信によって、通年での観光誘客を促進し、交流人口の拡大をめざします。



基本目標 3

豊かな心

・町民文化を育むまち

教育・文化・スポーツ

新しい時代や社会の変化の中で創造性を発揮し、互いに助け合い協力し合う心豊かな人材の育成を図ります。また、誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って生活できるよう、生涯学習の充実と文化、芸術、スポーツの推進を図るとともに、地域の歴史、文化、自然の保護・活用を図り、郷土を愛する心の醸成を図ります。

【こんな石川町をめざします】

(1) 生涯学習の推進

町民一人ひとりが、生涯にわたり「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学ぶことができる環境づくりに努めるとともに、町民がいきいきと心豊かな生活ができるまちづくりを進めます。

(2) 社会教育の充実

青少年が心身ともに健やかに育つよう、家庭・学校・地域の教育力の向上を図ります。また、町民が交流し互いに高め合うことができる場の提供に努めるとともに、地域を担う人材の育成を図ります。

(3) 学校教育の充実

石川町の次代を担う創造力ある人材の育成をめざすため、「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を図るとともに、町内各校や家庭、地域と連携しながら、地域とつながる学校教育の推進に努めます。

また、児童生徒数の推移等を見据えながら、計画的な施設整備に努めます。

(4) 文化の振興と歴史資源の継承

町民の文化活動を支援するとともに、文化活動とその成果がより広がり、高まっていくための環境づくりを行います。また、郷土の貴重な文化財の保存・活用に努め、先人が残した歴史資源を継承していきます。



(5) 鉱物の保存・活用

日本三大ペグマタイト鉱物産地の1つに数えられる、本町の鉱物資源の保存と活用を図るとともに、郷土教育の一環として地学教育の普及に努めます。

(6) スポーツの振興

町民一人ひとりがスポーツを通して健康の増進や体力の向上を図り、町民がいきいきと心豊かな生活ができるように進めていきます。



安全・安心で快適に暮らせる環境づくりを進め、人にも、地球にもやさしいまちづくりをめざします。

【こんな石川町をめざします】

(1) 消防・防災対策の充実

町民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実を図る事とあわせて、大規模な災害などに備えた防災対策に努めるとともに、地域の実情に即した対策を推進し、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

(2) 交通安全・防犯対策の充実

日常生活における安心と安全を確保するため、犯罪や、交通事故のない地域をめざした町民一人ひとりの意識の高揚を図り、地域住民や、関係機関との連携による犯罪のない、明るいまちづくりをめざします。

(3) 資源循環の推進

豊かな自然を次世代に残せるよう水環境をはじめとした環境保全に努め、ゴミの減量化や分別、資源の有効活用など地球温暖化対策にも積極的に取り組みます。

(4) 放射能対策の推進

低線量被ばくや長期化する福島第一原子力発電所の廃炉問題など、放射能に対する不安払拭のため、引き続き対策を講じていく必要があります。今後も、放射線に関する正確な情報を迅速に伝えることに努めます。

緑豊かな自然環境と、限りある資源を活かした都市機能の推進を図り、機能的で快適な生活環境づくりをめざします。

【こんな石川町をめざします】

(1) 土地利用の推進

地域の重要な資源である自然と景観に配慮し、快適で安全な住環境の構築と持続性のあるまちづくりをめざします。あわせて、高齢化、人口減少社会の変化に対応した都市基盤のあり方を検討し、機能的かつ効率的な土地利用を図ります。

(2) 生活道路の充実

幹線道路や地域間を結ぶ生活道路の整備を進めると共に老朽化が進んでいる道路や橋梁の修繕を図り、安全で快適な道路交通の確保に努めます。あわせて、地域住民との協働による道路の環境整備を図ります。

(3) 河川環境整備の推進

災害に備えて河川の改修工事を進めると共に、町内を流れる河川には、桜並木があり、身近な公園として親しまれ、四季を通じて美しい景観を見せていることから、自然環境に配慮した環境整備を協働により進めます。

(4) 住環境の整備

定住促進を図るために、誰もが住みやすい住まいづくりの推進や災害に強い住環境づくりに努めると共に町営住宅の整備による安定した住宅の供給を図ります。

(5) 上水道の整備

安全安心な水道水の安定的な供給のため、浄水場の更新も含め、非耐震・老朽施設の更新を図り、あわせて、それに伴う給水区域の見直し及び水道料金の見直しを図ります。

(6) 公共交通網の整備

本町の公共交通における課題を解決し、将来的に持続可能な公共交通を維持・確保するため、みんなが主役となり、町民協働による持続可能な交通まちづくりをめざします。



町民と行政が、それぞれの立場で役割と責任を担い、郷土への愛着や誇りを実感できる地域づくりを進めます。

【こんな石川町をめざします】

(1) 協働によるまちづくりの推進

それぞれの地域における歴史や地理的条件を踏まえ、地区まちづくり計画の策定を通じて浮き彫りになった課題や改善点の解消に向けて、町は全課体制で相談に応じ、積極的に支援していきます。また、自治センターや自治協議会の活性化に向けて職員のスキルアップをはかるほか、人的支援を行います。

(2) 効率的な行財政運営

「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを真に追求し、住民福祉の増進を図るとともに、町の将来を想像しながら的確な行財政運営に努めます。

(3) 広域行政・地方分権

社会情勢の変化や、日常生活圏の拡大等により多様化、高度化する広域的課題に対し、周辺市町村との連携に取組み、広域行政、地方分権の推進を図ります。

(4) 情報化の推進

行政情報の多様化・高度化を推進し、日常生活の利便性を高め、町民の皆さんが住みやすいまちづくりをめざします。

(5) 町民参加

行政情報を分かりやすく町民の皆さんに伝えるとともに、町政懇談会等の広聴活動を進め、町民参加のまちづくりをめざします。

(6) まちなか再生の推進

人と人が交流する重要な場所であるまちなかで、イベントやコミュニティ活動などを、町民、事業者、行政が、官民協働・公民連携の持続可能なまちづくりを実施することにより、活力と賑わいのあるまちなかを実現するための事業を推進します。



基本計画



部門別計画	基本目標 1 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療）
-------	-------------------------------

基本目標 1

健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療）

子どもから高齢者までのすべての世代が、性や障がいに関わらず、共に生きる安全安心な地域をめざして、一人ひとりの人権を守り、保健、福祉、医療の向上に努めます。特に、子育て環境の整備、働く人の健康増進、高齢者・障がい者の自立支援、医療体制の整備を進めます。

実現に向けた取り組み

施策 1 地域福祉の推進

- ①地域福祉推進体制の強化
- ②ボランティア活動の推進
- ③生活援護
- ④消費生活の向上
- ⑤意識の啓発と広報活動の推進

施策 2 児童福祉の充実

- ①親と子の健康づくり
- ②子育て支援体制の充実
- ③子育て家庭への経済的支援
- ④地域における子育て支援
- ⑤子どもの健全育成と教育
- ⑥児童虐待防止

施策 3 保健・医療の充実

- ①妊娠・出産・育児支援
- ②生活習慣病予防
- ③感染症予防
- ④こころの健康支援
- ⑤医療体制の整備
- ⑥介護予防
- ⑦原子力災害の影響に配慮した健康づくり

施策 4 障がい者福祉の充実

- ①相談支援体制の充実
- ②地域での生活の場の確保
- ③在宅サービスの充実
- ④地域生活への移行促進
- ⑤社会参加への支援
- ⑥一般就労への支援

施策 5 高齢者福祉の充実

- ①高齢者の社会活動への支援
- ②高齢者の福祉を支える基盤の強化
- ③高齢者の生活支援及び介護予防
- ④介護サービスの質の向上へ向けた取り組み
- ⑤相談体制の充実

施策 6 人権尊重・権利擁護の推進

- ①人権尊重
- ②権利擁護

施策 7 保険制度

- ①国民健康保険制度の充実
- ②後期高齢者医療制度の充実
- ③介護保険制度の充実

部門別計画	基本目標 1 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療） ↳ 施策 1 地域福祉の推進
-------	---

施策 1 地域福祉の推進

全ての人自分らしく暮らせる福祉社会の形成を図るため、人と人をつなぐ見守りや支え合いの強化と尊厳を保ちながら安心して暮らせる制度の構築・活用を推進します。

■ 現状と課題

独居高齢者、高齢者世帯のほか、未婚者の増加により、同居家族であっても支援が必要な世帯が増加傾向にあります。地域の中で、見守りや支え合いを必要とする住民は増えており、今後も、住民の側に立った「分かりやすい地域福祉ネットワーク活動」の推進を図り、地域住民の意識の醸成に取り組んでいく必要があります。

支え手や、地域の理解者を増やしていく取組については、事業に参加する住民に限られていることや高齢化により住民の負担感につながっている一面があります。若い世代に理解者を増やしていく必要性はあるものの、価値観や生活スタイルの多様化、日常の生活にゆとり感を持たない世代に対し、どのような機会にどんな手段で理解を求めていくかが今後の課題と考えます。

■ 施策の方向性

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活ができる地域福祉社会を実現するため、福祉への理解を深めるとともに地域福祉を推進する体制の充実を図ります。



■ 施策の概要

1 地域福祉推進体制の強化

住民一人ひとりが主体となって、見守り・支え合いの一員になれる地域をめざします。多様化し増大する福祉ニーズに対応するため地域福祉活動の中心である社会福祉協議会との協働を促進するとともに、各関係機関が相談や通報に迅速かつ的確に対応できるよう連携を強化していきます。

2 ボランティア活動の推進

地域福祉活動を推進する上で、ボランティア活動の充実が求められています。必要とする住民に必要な支援が提供できるようボランティアの増員、ボランティアセンターの機能強化を図ります。

また、「生きがいと役割づくり」の一環として高齢者ボランティアになり得る人材発掘と育成に努めます。

3 生活援護

生活困窮者の早期自立を支えるため、生活困窮者自立支援制度を活用し、関係機関との連携による支援体制づくりをめざします。

4 消費生活の向上

消費生活における被害の未然防止と消費者の自立支援のため、一人ひとりが主体的かつ適切に判断できるよう、情報提供と消費者教育、消費生活相談体制の充実に努めます。更に、高齢や認知症等による消費者被害を防止するための、普及啓発を進めていきます。

5 意識の啓発と広報活動の推進

高齢者、障がい者、児童及び生活困窮者などの社会的弱者の孤立防止のため、尊厳維持の理解を深める啓発と、各種制度や社会的資源について周知を図ります。

施策 2 児童福祉の充実

子どもの成長を育む環境を充実し、子育てに誇りや喜びを感じることができるよう、妊娠・出産から児童期まで切れ目ない支援体制の充実を図ります。また、援助を必要とする家庭等の自立を支援します。

■ 現状と課題

本町の保育施設については、町立3保育所、児童館、学校法人の認定こども園、小規模保育事業所があり、受け入れ体制については充実していますが、近年の核家族化や、女性の社会進出に伴い0歳児～3歳未満児童の保育ニーズが高まってきています。

また、放課後児童クラブの受入れ拡大や子どもの遊び場の整備も求められています。

新たに整備した子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を目的に設立しておりますが、施設が分かれていることから、事務手続き、相談体制等の検討が必要です。

■ 施策の方向性

子どもの心身の健全な発育を促し、子どもの自立、権利の尊重、擁護の環境をつくるため、家庭、地域、行政において更なる連携を図ります。

また、子育てに関してのさまざまな悩みや不安を解消するため、子育て世代包括支援センターにおいて保健師などによる子育てに関する相談・支援体制の強化、移住、定住に関する相談体制の構築を図ります。

更に、子どもが安心して過ごせる施設等の整備を図ると共に、子育てボランティア等、社会全体の構成員が連携して子育て環境の充実を図ります。

■ 施策の概要

1 親と子の健康づくり

子どもの健やかな成長を促すためには、親の健康と意識を高め、さらに、食育・歯科保健事業など保健センター、保育所、幼稚園、小学校等の関係機関と積極的に連携を図り、健康づくりを進めます。

2 子育て支援体制の充実

乳幼児期における教育保育の総合的な推進と保育施設等の再編整備を進め、保育サービスの充実を図ります。また、安心して子育てができるよう地域子ども・子育て支援事業を推進していくこととあわせて、移住、定住に関する相談、情報提供を行っていきます。

3 子育て家庭への経済的支援

少子化を招いている要因のひとつである経済的負担を減らすため、新生児誕生祝金や児童手当等の支給、保育料等の軽減、医療費の助成等を行うとともに、これら制度の情報提供に努めます。

4 地域における子育て支援

核家族や共働き世帯の子育て環境が多様化する中で、家庭における子育てを支援するとともに、家庭の役割や責任を啓発します。また、子育てボランティアの支援と育成、企業等の理解と協力を得ながら、子育てしやすい環境づくりに努めます。

5 子どもの健全育成と教育

いじめや非行による、不登校、引きこもり等の社会問題に対し、学校と家庭、地域の連携を強化するとともに、地域福祉ネットワーク活動による見守り体制を推進していきます。

6 児童虐待防止

児童福祉に関する関係機関と連携し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、石川町要保護児童対策地域協議会において情報交換や支援を行います。

部門別計画	基本目標 1 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療） L 施策 3 保健・医療の充実
-------	--

施策 3 保健・医療の充実

町民の健康意識を高め、自ら健康づくりの実践ができるよう支援するとともに、疾病予防や感染症対策を推進し、健康寿命の延伸に努めます。また、妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援体制の充実を図ります。さらに、適切な医療体制の整備を進めます。

■ 現状と課題

急速な少子高齢化、核家族化とともに、不規則な生活習慣や運動不足、ストレスを原因とする生活習慣病や介護を要する高齢者、こころの病を抱える人が増加しており、重要な課題となっています。本町の死因別をみると、がんが最も多い状況にあります。特定健康診査、特定保健指導による生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組みやがんの早期発見・早期治療のための各種がん検診を実施し予防対策に努めていますが、更なる受診率の向上を図る必要があります。

健康づくりには、町民一人ひとりが健康への意識を高め、疾病予防や健康づくりに主体的に取り組むことが重要なことから、取組みやすい環境づくりや支援が求められます。また、出産や子育てに不安を感じる家庭が増加しており、更なる妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の整備が求められます。さらに、医療の進歩等に伴い、多様化・高度化する医療ニーズに対応するため、医療体制の整備を図り、維持・確保に努める必要があります。

■ 施策の方向性

全ての町民が健康で暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」を基本に、健康に対する意識を高め、積極的に健康づくりに取り組める環境づくりや健康診査が受診しやすい体制を維持し、生活習慣病等の予防を図り、健康寿命の延伸をめざします。また、誰もが安心して適切な医療を受けることができるよう、医療体制の整備、より良い定住環境構築を図ることで、誰もが住みやすいまちをめざします。



部門別計画	基本目標 1 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療） ↳ 施策 3 保健・医療の充実
-------	--

■ 施策の概要

1 妊娠・出産・育児支援

子どもの健やかな発育・発達を促すための乳幼児健康診査・相談等の充実を図ります。更に、子育て世代包括支援センターでは、妊娠、出産、育児等に関する悩みに対応するため、保健師等の専門職が相談支援を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の整備を図ります。

2 生活習慣病予防

特定健康診査及びがん検診の実施と受診率向上を図るため更なる啓発を図るとともに、健康づくりに取組みやすい環境づくりに努めます。

3 感染症予防

医療機関や保育、教育機関と連携し、感染症の予防、発生と蔓延防止のため、定期予防接種の受診勧奨の強化を図ります。更に、国県の状況を見極め、任意予防接種について経済的負担の軽減を図ります。

4 こころの健康支援

こころの健康、精神疾患についての理解を深めるため、正しい情報の提供や啓発活動を行います。更に、ゲートキーパー養成講座の開催、専門医による個別相談会などを実施し、地域で支え合える体制づくりに努めます。

5 医療体制の整備

医療体制を整備するため、病院及び診療所等の新設や維持を支援するとともに、不足する診療科等の医療の確保に努めます。また、休日の在宅当番医制の維持に努めるとともに、二次医療圏（県中地域）の関係機関と連携し、広域的に利用できる医療情報の周知に努めます。



部門別計画	基本目標 1 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療） L 施策 3 保健・医療の充実
-------	--

6 介護予防

閉じこもりや孤立を予防し、元気な高齢者を増やすため、地域で支える地区ミニデイサービスや地域サロンの支援を行います。また、フレイル（高齢者の虚弱）予防として、運動・口腔ケア・栄養による改善を図るため、専門職の知見を生かした効果的な介護予防に取り組めます。

7 原子力災害の影響に配慮した健康づくり

将来にわたり放射線の健康被害への不安の軽減と健康増進のため、県が実施する内部被ばく検査及び甲状腺検査に協力するとともに、県民健康診査を継続します。更に、自家消費野菜等の放射線量の測定を継続し、放射線に対する不安の払拭に努めます。





部門別計画	基本目標 1 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療） ↳ 施策 4 障がい者福祉の充実
-------	---

施策 4 障がい者福祉の充実

障がいのある人が地域での共生と自立をめざし、社会参加の機会の確保・適切なサービスの提供、社会的障壁を取り除き、総合的かつ計画的な支援体制の整備を推進します。

■ 現状と課題

人口の減少が進む我が国では、超高齢化社会への進行が加速しています。このことは、障がい者の高齢化に加え、高齢になってから障がい者になる人の増加、障がいの重度化、障がい者を支える家族の高齢化等、多くの問題を顕在化させています。その他にも、医療的ケアを必要とする重度障がい者等及び精神障がい者の地域移行の支援や成年後見制度も含めた意思決定支援等の障がい者施策に関する課題も大きくクローズアップされています。

近年の国の取組みでは、経済的自立の支援に向けた具体的な取組みが進みつつあります。平成30年4月から施行された改正障害者総合支援法では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとしています。また、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとなっています。

■ 施策の方向性

国における法改正等の動向、社会情勢の変化、障がい者等のニーズを踏まえ、障がいのある人がいきいきと暮らせる社会をめざし、「石川町障がい者計画」を柱に、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者施策全般の推進を図ります。



■ 施策の概要

1 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が、気軽に、定期的、継続的に相談支援が受けられるよう町や相談事業所の機能強化を図ります。

2 地域での生活の場の確保

障がいのある人もない人も障がいについて理解し、共に地域で生きていくために、地域のふれあいや支えあい活動を支援して、共生の地域をめざします。

3 在宅サービスの充実

障害のある人が地域で安全安心に暮らせるために、日常生活を支える在宅福祉サービスの提供を推進します。

また、災害や急病等の対策についても、障がい者に配慮した取組みを図ります。

4 地域生活への移行促進援

居住の場の確保や日中活動の場の拡大が図られるように、グループホームなどの関係機関との連携により取り組んでいきます。

また、障がいについての知識不足や無理解から生じる心の障壁（バリア）を取り除くため、町民の意識の啓発と広報活動を推進します。

5 社会参加への支援

様々な活動に参加しやすくするため、手話通訳の派遣、障がい者支援ボランティアや移動支援等の活用促進と、障がい者団体の活動の情報提供や活動支援に努めます。

6 一般就労への支援

就労移行支援や就労継続支援の利用などにより、就労に向けた準備を促進します。また、新規事業者参入や事業拡充を促進し、就労支援の充実を図ります。

施策 5 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、住まい・生活支援・予防・医療・介護が包括的に提供される地域包括ケアシステムの整備を推進します。

■ 現状と課題

少子高齢化の急速な進展に伴い、独居や高齢者世帯が増加し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生活に密着した支え合いの仕組みが必要です。

高齢者の活躍の場として老人クラブやシルバー人材センターがありますが、高齢者の価値観やニーズの変化により、会員数や登録者数が減少傾向にあります。高齢者の就労へのニーズは高いが、高齢者が求める就労とは合致していない状況にあります。

今後、高齢者の就労、社会参加、生きがい対策、閉じこもり防止、地域の見守り合い機能が担えるよう、啓発や行政の支援のあり方を検討していく必要があります。

■ 施策の方向性

独居や高齢者のみ世帯の増加が見込まれるなか、自立した生活が継続できるよう、自立支援・生活支援サービスの充実を図っていきます。

また、生きがいづくりの観点から、お互いを支えあう意識の醸成を図り、高齢者自らが担い手となる仕組みづくりを構築していきます。（地域福祉部会による第2層協議体の取組み）

※第2層協議体

各地区において地域の情報を共有したり、地域の将来像について話し合ったり、その地域ならではの「支え合いの仕組みづくり」を考え、実行する場。

■ 施策の概要

1 高齢者の社会活動への支援

高齢者が生きがいを持ち、高齢者自身が社会活動の担い手となるよう、就労やボランティア活動への支援を行います。豊かな経験や能力を持つ高齢者の活躍の場の創出を支援していきます。

2 高齢者の福祉を支える基盤の強化

独居や認知症高齢者等の見守り体制の充実や関係機関との連携を強化し、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムを確立します。また、高齢者の住まいとして、高齢者施設の充実を図ります。

3 高齢者の生活支援及び介護予防

高齢者への生活支援として、ヘルパー等による家事援助サービスを提供する自立継続サポート事業の提供や、地域の多様な資源を活用した介護予防・生活支援の提供体制を構築していきます。

4 介護サービスの質の向上へ向けた取り組み

介護事業所の機能と連携を強化し、サービスの質の向上を図り、自立支援・重度化防止の取り組みを推進します。

また、介護に関する住民の声や介護施設の状況を、介護相談員を通して把握します。

5 相談体制の充実

総合的な相談窓口として、地域包括支援センターの機能強化を図り、町在宅介護支援センター・町社会福祉協議会・民生児童委員等と連携し、適切な対応に努めます。地域からの孤立を防ぎ、相談に迅速に対応するため、保健・医療・介護・就労等の関係機関と連携を強化します。

施策 6 人権尊重・権利擁護の推進

誰もが性別、年齢、職業、身体的状況、国籍などにかかわらず、すべての個人が能力・個性を十分に発揮できる社会の実現をめざし、意識の啓発を進めるとともに、被害者等への支援体制の整備を推進します。

■ 現状と課題

本町を取り巻く環境は、少子高齢化と人口減少、産業構造・就労形態の変化、生活様式の多様化など急激に変化し、それらに対する適切な施策が求められています。

また、社会問題化している子どもへの虐待、要介護や認知症の増加に伴う高齢者虐待の防止に向けた対策が求められています。

■ 施策の方向性

誰もが権利侵害を受けやすい状態（社会的に弱い立場）になる可能性があることを踏まえ、どんな状態でも地域の中で安心して暮らし続けられるために、人権尊重の精神を育むとともに、権利擁護の推進を図ります。

■ 施策の概要

1 人権尊重

差別や偏見のない一人ひとりの人権が尊重された社会をつくるため、様々な場を通じて人権教育、人権啓発の推進に取り組むとともに、関係機関との連携を強化しながら、人権被害者に対する相談体制の充実及び救済に努めます。

2 権利擁護

障がい者や高齢者等の虐待防止に向けた研修会や広報による啓発を行います。さらに、知的障がいや認知症等により、判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を支援するため、成年後見制度が適切に利用できるよう支援していきます。



施策 7 保険制度

町民が生涯をとおして健康でいきいきと暮らせるよう、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度の安定的な運営に努めます。

■ 現状と課題

国民健康保険においては、被保険者数の減少等により総医療費は年々減少してきているものの、医療技術の進歩等により一人当たりの医療費は増加傾向にあります。被保険者の負担を軽減するためにも引き続き医療費の抑制を図る取り組みが不可欠であり、保健事業の一層の充実と町民に対しての具体的かつきめ細やかな情報の発信が必要です。

後期高齢者医療制度については、超高齢化社会を向かえ、生活の質の維持、改善を図り、要介護状態への進行を防止する等、高齢者の特性を踏まえた主体的な健康保持増進を図るためのきめ細やかな啓発等が必要です。

介護保険制度はサービス基盤の整備や保険制度の周知に努めるとともに、介護保険の持続可能性を確保するため、給付の適正化を強化し保険制度の安定的な運営を図る必要があります。特に要介護認定やケアマネジメント、サービス提供体制等の適正化を進める事が重要です。

■ 施策の方向性

国民健康保険においては、医療費の増大を抑制し、被保険者の負担を軽減するためにも、保健事業の充実による健康維持増進に努め、医療費適正化事業の推進により保険財政の健全化を図ります。

後期高齢者医療制度については、健康寿命の延伸と、被保険者の健康意識の高揚を図るため、保健事業の充実と健康知識の普及、啓発に努めます。

介護保険制度は、団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据え、多くの要介護者が安心して自立した生活を続けられるよう、保険制度の安定した運営が必要となります。給付と負担の適正化を図り、地域包括ケアシステムの充実に努めます。

部門別計画	基本目標 1 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療） ↳ 施策 7 保険制度
-------	--

■ 施策の概要

1 国民健康保険制度の充実

医療費の増加を抑制するためにも、被保険者の健康の維持増進を図るための予防や健康づくりなどの保健事業の充実と、レセプト点検等の医療費適正化事業を推進します。

また、保険税の適正な賦課と収納率の向上に努め、保険財政の更なる健全化、安定化を図ります。

2 後期高齢者医療制度の充実

福島県後期高齢者広域連合との連携を密にし、高齢者健診、健康教室等の保健事業の充実努め、被保険者の健康に対する意識及び知識の向上を図り、高齢者が安心して制度を利用できるよう、丁寧な周知、説明に努めます。

3 介護保険制度の充実

介護サービス基盤の整備を図るとともに、自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスの提供と介護給付の適正化を強化し、持続可能な提供体制の構築に努めます。



基本目標2

活力ある産業を形成するまち（産業・観光）

新たな担い手の確保及び経営所得の向上をめざすとともに、消費者のニーズに柔軟に対応できる産業の育成を推進し、活気あふれるまちづくりをめざします。

実現に向けた取り組み

施策1 農林業の振興

- ①農業生産の振興
- ②多様な担い手の育成・確保
- ③農村の多面的機能の発揮
- ④道の駅の整備
- ⑤農業生産基盤の整備
- ⑥農地の集積、最適化
- ⑦森林資源の保全と活用

施策2 商工業の振興

- ①商業活性化の推進
- ②中小企業者の経営基盤の強化
- ③中心市街地の再生に向けた活動

施策3 雇用の創出

- ①企業立地の推進
- ②就業の支援

施策4 観光の振興

- ①観光資源の活用の推進
- ②観光客誘致の推進

施策 1 農林業の振興

農林業の振興では、地域の特性・利点を活かした良質で安全な農産物等の産地形成を推進するとともに、農地の利用集積による経営の合理化を推進し、希望の持てる農林業の振興をめざします。

■ 現状と課題

近年の農業を取り巻く環境は、農業の担い手の高齢化や専業農家の減少に伴い、農作業の受委託が増加しています。また、農業の担い手は、高齢者や女性への依存が強まっており、後継者の不足から農村組織の自治機能が低下し、地域リーダーの育成・確保が困難となっています。さらに、農産物の価格低迷といった農業経営条件の悪化により、耕作者が減少し、耕作放棄地が年々増加している状況です。

このような農業の取り巻く状況の変化に対応するためには、消費者ニーズの多様化や高品質化等に対応した農産物の生産や農地の集約化による生産基盤の強化、新規就農者の育成と確保による経営基盤の安定化を一体的に取り組む必要があります。

また、近年、中山間地域においてイノシシ等の有害鳥獣の被害が増加しており、その対策が求められています。

林業についても、林業労働者の高齢化、後継者不足、生産基盤の立ち遅れなどの問題を抱え、価格の低迷など、厳しい環境にあり、森林管理が不十分な状況です。森林資源の保全のため造林、保育等への取り組みを奨励し、林業振興を推進する必要があります。

■ 施策の方向性

石川地方農業振興計画（アグリプラン21）を基本に、「誇りと希望の持てる農業」の確立を図るため、高品質農産物の産地育成と農用地の利用集積による経営合理化の推進、効率的・安定的な農業経営体を核とした収益性の高い農業により、労働生産性、土地生産を高め、本町の農業・農村の健全な発展をめざします。

林業では生産基盤を整備し、生産性の向上を図ると共に、森林のもつ多面的機能の発揮、病害虫被害防止、森林資源の保全及び確保を図ります。

また、移住、定住に関する情報提供等、青年農業者やUターン、Iターン農業者など新規就農者への就業環境の整備を図ります。

■ 施策の概要

1 農業生産の振興

「石川地方水田農業水田フル活用ビジョン」の趣旨と方向性を的確に捉え、地域営農システムの構築と「あぶくま太陽米」の生産振興を図ります。また、良食味米の産地形成と低コスト米生産の普及拡大に取り組み、環境にやさしい米づくりを推進します。

また、首都圏近接産地という有利な立地条件を生かすことができる園芸品目を戦略作物に位置づけ、その振興・普及拡大に取り組むとともに、GAP導入による安全・安心な農産物の生産を実現し、産地競争力の強化を図ります。

有害鳥獣による農作物被害を軽減するため、関係機関との連携により被害防止対策に取り組めます。

畜産の振興については、優良雌牛の導入、稲発酵粗飼料や飼料用米等の粗飼料の自給体制の確立、家畜防疫の充実、衛生対策を徹底します。また、地域内堆肥利用循環システムの確立、「いしかわ牛」のブランド確立のためのPRや飼養頭数の増頭推進、飼養管理ヘルパー体制の構築、担い手確保のための事業を推進します。

2 多様な担い手の育成・確保

地域の中心的な担い手である認定農業者を育成し、経営規模拡大と生産性の向上を図るため、各種研修会への参加及び情報化の普及に努めるとともに、将来の展望が図られるような農業・農村の条件整備を進め、農業団体等と連携した継続的な支援体制を確立することとあわせて、移住、定住に関する情報提供等により、青年農業者やUターン、Iターン農業者など新規就農者の誘導に努めます。

また、地域農業を支えている女性農業者が持つきめ細やかな能力を十分発揮し、積極的に意見が反映できる条件整備と実践活動を支援します。

さらに、集落組織の活性化を図るため、リーダーの育成・確保に努めるとともに、集落環境等の整備、地域農業の維持・発展を図るため、地域及び営農の実態などに応じたあぶくま式地域営農システムを構築します。

部門別計画	基本目標 2 活力ある産業を形成するまち（産業・観光） L 施策 1 農林業の振興
-------	--

3 農村の多面的機能の発揮

農村の持っている国土保全機能・水源のかん養機能・良好な景観形成など多面的機能を維持するため「中山間地域等直接支払交付金制度」「多面的機能支払交付金」などを活用し、地域連携のもとに遊休農地の解消に努めます。

4 道の駅の整備

本町の魅力を町外へ発信することによる交流人口の拡大、町民の交流の場及び地域活性化の中心的拠点として活用するとともに、道路利用者の利便性の向上を図るため、少量多品種に取り組む農業者等の育成を図りながら、地域資源を活かした特色ある道の駅の整備を図ります。

5 農業生産基盤の整備

大型機械の導入と農業経営の合理化及び農地の集積化による生産性の向上と省力化を図るため、高率補助のほ場整備事業の推進と、直播栽培の拡大を推進します。

6 農地の集積、最適化

優良農地の調査を行い、農地中間管理機構と農地所有者とのマッチング支援とあわせて、農地利用適正化推進委員と連携し、耕作放棄地の解消等、農地の集積・最適化を進めます。

7 森林資源の保全と活用

森林資源の保全に努めるとともに、資源としての循環的利用についての理解を推進し、生産基盤の改善、地元産材の利活用、森林環境教育の普及促進、森林整備・保全意識の醸成を図ります。

また、広葉樹林や天然林の保育などの整備を促進し、自然景観、水資源の確保、土砂災害防止など、森林の持つ公益機能の保全と活用、更には、地球温暖化防止に努めます。





施策2 商工業の振興

商工業の振興では、まちの賑わいづくりや中小企業者の経営支援に取り組むほか、創業支援により新たな活力の創出をめざします。

■ 現状と課題

長く続いた景気の低迷とともに、少子高齢化社会の進行による消費の衰退、経済のグローバル化、インターネットなどICTの発達による販売・購入方法の多様化など社会経済情勢は大きく変化してきています。また、郊外型複合商業施設の進出による買い物のレジャー化など生活様式にも変化がみられています。

本町においても経営者の高齢化や後継者不足、空き店舗の増加が課題となっています。こうした状況を打開するため、石川町商工会など関係機関と連携しながら、まちの賑わいづくりや商工業者への支援、創業の促進によって新たな活力を創出する必要があります。

■ 施策の方向性

まちの賑わいの創出や既存事業者の経営基盤の強化に努めるとともに、受注・販路拡大の支援に取り組みます。また、新規創業や第二創業の希望者を支援することにより、商工業の活性化を図ることとあわせて、新たな創業者への移住、定住に関する相談、情報提供を行っていきます。

あわせて、将来において、持続可能なまちづくりを推進していくため、まちなか拠点を中心とした、官民協働・公民連携のまちづくりの体制を構築し、将来に向けての「人づくり」を行っていきます。

部門別計画	基本目標2 活力ある産業を形成するまち（産業・観光） L 施策2 商工業の振興
-------	--

■ 施策の概要

1 商業活性化の推進

石川町商工会など関係機関と連携し、新たな地域ブランドの創出や地域資源を生かした商品開発の取組支援、起業意欲の向上を図る創業支援、移住、定住に関する相談、情報提供に取り組み、まちの賑わい創出と商業の活性化を図ります。

2 多様な担い手の育成・確保

中小企業者が国内外の厳しい競争に勝ち残っていくため、税制措置や金融支援、さらには設備投資の促進による労働生産性の向上により、経営基盤の強化を図ることとあわせて、第二創業と事業承継を支援していきます。

3 中心市街地の再生に向けた活動

鈴木重謙屋敷等、まちなか施設を拠点とした、中心市街地の活性化策を商店会や高校生、町民が主体となって、取り組むための仕組みづくりを支援していきます。

また、空き家・空き店舗等の既存ストックの活用に対し、民間主導でプロジェクトを興し、行政がこれを支援する形で行う”民間主導の公民連携”を基本とする体制づくりを推進します。



施策 3 雇用の創出

企業誘致の推進や立地企業の育成支援により、雇用の創出を図るとともに、キャリア教育を推進し、若者の就業を支援していきます。

■ 現状と課題

地域経済が発展していくためには、企業の安定した経済活動を支える人材の確保が必要となります。少子化や高齢化により急速に進行する人口減少が脅威となるほか、学生ら就活者優位の売り手市場が続くなかであって、大手・安定志向の高まりが鮮明になっています。

こうした状況のなか、中小企業においては人手不足の問題が深刻化を増してきており、労働力不足による企業競争力の低下が懸念されています。

今後は「働き方改革」への対応が求められることから、製造業等の工場においてもICTやIoTの推進による労働生産性の向上が急務となります。

■ 施策の方向性

労働力の確保が困難になっていくなか、地元学生の地元への就職を支援し定着率を高めていくとともに、女性や高齢者などの社会進出の支援により、新たな労働の担い手の確保を図ります。

また、企業立地の促進や設備投資の支援、移住に関する情報提供等により、雇用機会の確保を図ります。

■ 施策の概要

1 企業立地の推進

誘致活動とともに立地企業の育成の強化に努め、工場の新設、増設に対する企業立地奨励金制度、移住に関する情報提供等により、雇用の拡大や新産業の創出など地域経済への好循環を生む優良企業の育成をめざします。

2 就業の支援

いしかわワーク&ライフ教育の推進により、地元高校生のキャリア教育を支援し、労働意識の高揚を図るとともに、町内企業に対する理解を深めてもらい、地元企業への就職につなげることにより、若者の定着率の向上をめざします。



施策 4 観光の振興

観光資源の魅力向上と効果的な情報の発信によって、通年での観光誘客を促進し、交流人口の拡大をめざします。

■ 現状と課題

近年の観光需要は、観光型から体験型へとニーズが変化してきており、外国人旅行客の受入れなど、インバウンド対応や、新たな観光ニーズへの対応が、新たな課題となっております。

石川町の桜や温泉など、町の観光資源を最大限に活用した観光事業の推進が求められており、来訪者の受け入れ体制の充実及び観光資源の発掘、創出と活用に取り組む必要があります。

あわせて、一時的なイベントによる集客にとどまらず、情報発信の多様化に対応したSNS等の双方向型情報ツールを活用した、観光情報の発信が重要となっております。

■ 施策の方向性

名所旧跡や食・文化を活用した町内を回遊させる仕組みづくりや体験を伴った商品の提供などによる通年での観光誘客を推進します。

外国人インバウンド需要の取り込みや魅力的な観光ルートづくりに向けた広域連携の取り組みを継続します。

観光産業の一体的な推進体制の構築と観光資源のブランド化を推進します。



■ 施策の概要

1 観光資源の活用の推進

「桜」、「温泉」の二大観光資源の見せ方を工夫するなど、さらなる魅力向上と活用推進を図りながら、新たな観光資源と結びつけた新しい魅力の創出を図ります。

自然や地域の特性を生かしたイベントや体験型観光の創出を支援します。

2 観光客誘致の推進

観光情報について、ターゲットを明確にし、SNSなど時代に即した情報発信ツールを活用しながら効果的な情報発信を行います。

インバウンド対策、MICE誘致は広域観光組織や郡山コンベンションビューローにおける誘客促進を推進します。





部門別計画	基本目標3 豊かな心・町民文化を育むまち（教育・文化・スポーツ）
-------	----------------------------------

基本目標3

豊かな心・町民文化を育むまち（教育・文化・スポーツ）

新しい時代や社会の変化の中で創造性を発揮し、互いに助け合い協力し合う心豊かな人材の育成を図ります。また、誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って生活できるよう、生涯学習の充実と文化、芸術、スポーツの推進を図るとともに、地域の歴史、文化、自然の保護・活用を図り、郷土を愛する心の醸成を図ります。

実現に向けた取り組み

施策1 生涯学習の推進

- ①生涯学習の振興と充実
- ②図書利用環境の充実

施策2 社会教育の充実

- ①社会教育の推進と充実
- ②家庭教育の推進と充実
- ③青少年の健全育成
- ④男女共同参画社会の形成

施策3 学校教育の充実

- ①確かな学力の育成
- ②豊かな心と健やかな体の育成
- ③教師の指導力の向上と教育活動の充実
- ④施設整備・学習環境の整備充実

施策4 文化の振興と歴史資源の継承

- ①芸術・文化の振興
- ②文化財の保護と活用

施策5 鉱物の保存・活用

- ①鉱物館の整備
- ②地質資源の保存と活用

施策6 スポーツの振興

- ①スポーツの推進
- ②スポーツ団体の育成・強化
- ③社会体育施設の管理・運営



施策1 生涯学習の推進

町民一人ひとりが、生涯にわたり「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学ぶことができる環境づくりに努めるとともに、町民がいきいきと心豊かな生活ができるまちづくりを進めます。

■ 現状と課題

公民館、自治センターは、自主運営サークルとして活動している団体も多く、町民が自主的に学習活動を行なう環境づくりが必要となっています。生涯学習ボランティアの登録においては、新たなボランティアが登録されていないことから、更新を図りながら登録者を増やし、登録者が活躍できる場の提供が必要になってきます。

多様化する社会の中、個々の学習や学びに対する環境づくりが求められており、町民一人ひとりの自主的・自発的な学習を支援するためにも、関係機関との連携を図りながら、学習情報を提供し、時代やニーズの変化に対応する事業実施が課題となっています。

■ 施策の方向性

町民の多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習情報の収集・提供に努めるとともに、民間手法も取り入れながら魅力ある生涯学習事業を実施し、学習意識の醸成を図ります。また、図書館の利用拡大を図るため、各種図書事業を展開するなど、図書利用環境の充実に努めます。



■ 施策の概要

1 生涯学習の振興と充実

誰もが自由に学習活動ができるよう、生涯学習情報の提供や学習環境の整備、各自治センターとの連携など、生涯学習の振興・充実を図ります。

また、生涯学習施設の有効活用を図り、町民に親しまれる施設運営に努めます。

2 図書利用環境の充実

読み聞かせ会などの事業の実施や図書館司書の配置、蔵書図書の増加、図書情報の提供、郷土の自然や歴史に関する書籍の配置など図書館機能の充実を図り、町民が利用しやすい環境づくりに努めます。

また、学校・自治センター、県立図書館等との連携を図るとともに、町民との協働による運営体制を構築していきます。

施策2 社会教育の充実

青少年が心身ともに健やかに育つよう、家庭・学校・地域の教育力の向上を図ります。

また、町民が交流し互いに高め合うことができる場の提供に努めるとともに、地域を担う人材の育成を図ります。

■ 現状と課題

共働き世帯の増加により、家庭で親と子が共に学んだり一緒に過ごす時間が減少しています。

一方、子どもたちが家庭や地域の中で社会性を身につける機会の減少や、ルール意識の低下が懸念されていることから、子育て環境の変化に伴う様々なニーズへの対応が必要です。

また、少子高齢化、環境問題、人間関係の希薄化や女性の地位向上と男女共同参画社会の実現など、現代的課題があげられる中、それらに即した事業の実施、時代やニーズの変化に対応する魅力ある事業企画、自治センター、機関との連携、情報提供や広報の在り方など今後の課題となっています。

■ 施策の方向性

生活課題・地域課題に即した事業を実施するとともに、町民が事業に参加しやすい環境を整え、まちづくりにつながる人材の育成に努めます。

また、家庭・学校・地域が連携し、青少年の「生きる力」を育む事業の実施や健やかに成長できる環境づくりに努めます。

■ 施策の概要

1 社会教育の推進と充実

社会教育委員、社会教育指導員の配置や社会教育関係団体を育成・支援を行い社会教育の推進を図るとともに、自治協議会と連携しながら、まちづくりにつながる人材の育成に努めます。

2 家庭教育の推進と充実

親や子どもを対象とした学習機会を提供するなど家庭の教育力の向上を図ります。

また、親に読み聞かせの技術を学ぶ機会を提供するなど幼児を持つ家庭に本の活用を推進し、家庭教育の支援に努めます。

3 青少年の健全育成

青少年健全育成推進協議会と連携し家庭・学校・地域が一体となり、安心・安全な環境づくりに努めるとともに、体験活動や社会参加活動を取り入れながら、青少年の健全な育成を図ります。

4 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の実現をめざし、意識の啓発を行うとともに、あらゆる分野において、女性と男性がそれぞれの個性と能力を発揮できる環境の形成を進めます。



施策3 学校教育の充実

石川町の次代を担う創造力ある人材の育成をめざすため、「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を図るとともに、町内各校や家庭、地域と連携しながら、地域とつながる学校教育の推進に努めます。

また、児童生徒数の推移等を見据えながら、計画的な施設整備に努めます。

■ 現状と課題

平成27年4月の統合後、統合した学校では児童生徒数が増加し、学校生活を通じた「主体性・社会性・協調性の育成」に関して効果が見られますが、町全体を考えるとその数は今後も減少傾向で推移することが見込まれるため、ふるさと石川町を支え、良くしようとする次代を担う人材の育成がより求められるとともに、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守り、豊かな人間性や社会性を育む環境を整えることが必要です。

また、子どもを取り巻く環境が激しく変化する中、確かな学力の定着と、学んだことを活用して課題を解決する力を育成することが課題となっています。

望ましい学校規模の中、安全で快適に学習できる環境を整備するほか、学校施設は災害時における避難場所として地域住民の避難生活の拠点としての役割も求められるなど、そのニーズは多様化していることから、これらニーズに応じていくため、計画的な学校施設・設備の整備を進めていくことが必要です。

■ 施策の方向性

強くたくましく生き抜く「生きる力」を育むため、基礎的な知識・技能の習得や確かな学力の向上を図るとともに、子どもたちの町や地域に対する誇り・愛着を育むふるさと教育を進め、石川町の次代を担う創造力ある人材の育成をめざします。

また、家庭と連携しながら基本的な生活習慣の体得をめざすほか、スポーツ、芸術等へ触れる機会の充実により、豊かな心の育成を図ります。

児童生徒数の推移等を見据えながら、今後の学校施設の規模、改修内容、費用等を盛り込んだ学校施設長寿命化計画を策定し、計画的な施設整備に努めると共に、望ましいといわれる学校規模を実現するため、児童数の推移等を踏まえた学校の適正配置について検討していきます。

■ 施策の概要

1 確かな学力の育成

基礎的な知識・技術の習得と、確かな学力の向上、これらを活用して課題を解決する力を育成する教育の推進を図るとともに、地域と連携し、多様な個性・能力を活かし伸ばしていく教育を推進します。

また、学校ICTを積極的に活用した情報化教育（情報モラルを含む）の推進のほか、英語指導助手の効果的な活用等により、小学校における「英語教育」、中学校における英語の「コミュニケーション能力」の育成を図るとともに、国際社会と関わっていける広い視野を持った人材の育成に努めます。

2 豊かな心と健やかな体の育成

町内各校や家庭、地域と連携しながら、地域とつながる学校教育の推進に努めるほか、わが町に誇りと愛着を持てる人づくりを進めるため、子どもたちがふるさとの魅力を体験し理解を深める学習の充実を図るとともに、ふるさとを良くしようとする意識を醸成する教育を推進します。

家庭、地域と連携しながら、基本的な生活習慣を身に着け、人間関係や環境を整え、いじめ・不登校の予防を推進するとともに、集団活動やボランティア活動、自然体験活動、また、スポーツや文化及び芸術等へ触れる機会を通して、豊かな心の育成を図ります。

保護者や地域と協力しながら、学校、家庭、地域の連携強化と開かれた学校づくりを進め、地域社会全体で子どもたちを育てていきます。



3 教師の指導力の向上と教育活動の充実

学習指導要領、県の施策、地域の実態から、義務教育9年間の町の教育活動の充実を図ります。

教職員の資質向上のため、幼保小中高連携を推進し、教職員研修の充実を図ります。また、研修を充実させ児童生徒の学力向上に繋げるため、教職員の多忙化の解消を図ります。

幼保小中高を連携した学習機会を創出し、集団の中で多様な考え方に触れながら思考、判断、表現を積極的に行う『学び合い』学習により学習意欲の向上と学力向上を図ります。

4 施設整備・学習環境の整備充実

子どもたちが良好かつ安全な環境の中で学校生活を送ることができるよう、学校施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、学校施設長寿命化計画を策定し、これに基づき事業予算の平準化を図った計画的な施設整備を進めます。

また、小中学校間交流学習、情報化教育等推進に係る教材、設備の整備に努めます。

児童数の推移等を踏まえながら、学校規模の適正化について検討します。



施策4 文化の振興と歴史資源の継承

町民の文化活動を支援するとともに、文化活動とその成果がより広がり、高まっていくための環境づくりを行います。また、郷土の貴重な文化財の保存・活用に努め、先人が残した歴史資源を継承していきます。

■ 現状と課題

本町の文化芸術活動は、文化芸術団体の高齢化や小規模化等により団体数が減少傾向にある一方で、新たな団体の発足により活発化も見られることから、町民の多様な文化芸術活動に応えるための環境を整備する必要があります。

また、町域に数多く存在する貴重な文化財を保護・保存し次世代に継承するとともに、これらを活用したまちづくり及び人材育成が求められています。

さらに、第二次石川町史編纂事業で発刊した町史全8巻の活用を図るとともに、収集した膨大な資料を町民が利用、調査、研究できる環境を整えることが課題です。

■ 施策の方向性

多くの町民が芸術・文化に親しみ、生活の中に潤いとゆとりが持てるよう、町文化協会等との連携を図りながら、多彩な文化活動を推進するとともに、支援を行います。

また、「石川町歴史文化基本構想」をもとにした文化財の保存と保護を推進し、まちづくりに繋がるよう歴史資源を活用します。

さらに、収集資料の整理保存を継続して行うとともに、町民が利用、調査、研究できる環境づくりを進めます。



■ 施策の概要

1 芸術・文化の振興

町民が主体的に芸術文化活動に取り組めるよう、活動に参加できる機会や文化的環境の整備充実を図ります。また、文化団体の活性化に努めながら、町民自らが創る文化活動を促進します。

2 文化財の保護と活用

文化財の保護・活用を図るとともに、郷土の歴史や文化に触れ、学ぶことができる機会を創出し、ふるさと石川町に愛着と誇りを育む環境づくりを行います。併せて、まちづくりに繋がるよう歴史資源を活用するとともに人材育成を図ります。

また、郷土の歴史や文化遺産を正しく理解し後世に継承するため、町史の活用を図るとともに、これまでに収集した膨大な資料を保存し、町民が利用、調査、研究できるようにします。

施策5 鉱物の保存・活用

日本三大ペグマタイト鉱物産地の1つに数えられる、本町の鉱物資源の保存と活用を図るとともに、郷土教育の一環として地学教育の普及に努めます。

■ 現状と課題

本町は、「石の町」「鉱物の町」「日本三大ペグマタイト鉱物産地」として、すでに全国的に、そして海外にまで、その存在が知られていますが、現在、鉱物・岩石標本が展示されている歴史民俗資料館は、老朽化に加え、十分な展示スペースがないことから、鉱物館の整備が喫緊の課題です。

また、鉱物館だけでなく、地学教育と学術目的の場として、和久観音山ペグマタイト鉱床等をフィールドミュージアムとして整備を図り、面的な広がりを持った鉱物資源を活かしたまちづくりが求められています。

■ 施策の方向性

鉱物館整備検討委員会の提言をもとに基本構想を策定し、石川地方産鉱物の特色をテーマとした鉱物館の整備を図ります。

また、町指定天然記念物である和久観音山ペグマタイト鉱床を、フィールドミュージアムとして鉱物採集や旧鉱山跡の見学施設として整備し、鉱物を活かしたまちづくりを推進します。



■ 施策の概要

1 鉱物館の整備

鉱物館を整備し、日本三大ペグマタイト鉱物産地にふさわしい、鉱物・岩石資料の常設展示を行うとともに、年間を通して企画展を開催し、優れた文化財の鑑賞機会を提供します。

また、鉱物・岩石標本の保存・収集に努め、貴重な地質資源の保護に努めます。

さらには、鉱物教室、鉱物観察会等を開催し、楽しみながら鉱物の知識、理解を深める学習機会を設け、町民に親しまれる、開かれた鉱物館をめざします。

2 地質資源の保存と活用

和久観音山ペグマタイト鉱床をフィールドミュージアムとして整備を図っていくとともに、町内の旧鉱山跡の調査を行い、見学や採集活動が可能な旧鉱山跡の保存と活用を図っていきます。

また、本町の大地を形作っている花崗岩及び変成岩の露頭を調査し、地学教育の場として保存と活用を図っていきます。

施策6 スポーツの振興

町民一人ひとりがスポーツを通して健康の増進や体力の向上を図り、町民がいきいきと心豊かな生活ができるように進めていきます。

■ 現状と課題

スポーツ離れの歯止め、特に児童・生徒の肥満増加の一因となるスポーツ離れを、各町内小・中学校と連携を図りながら進めていくことが重要です。

あわせて、社会体育施設維持管理においては、専門職員の配置や育成が重要となってきた中、民間企業への指定管理制度や、管理委託などの導入の検討が必要です。

また、各体育施設の活用方法の検討とあわせて、老朽化した体育施設の改修を進め、適正な維持、管理に力を入れる必要があります。

■ 施策の方向性

すべての町民がスポーツに親しみ、スポーツを通して交流が図られるようスポーツ活動を推進するとともに、スポーツに励む子どもを育む環境づくりに努めます。

また、体育協会などのスポーツ団体と連携を図りながら、スポーツ活動団体の育成に努めます。

体育施設については、町民が良好な環境でスポーツが出来るよう計画的な施設整備に努めます。さらに、長寿命化計画を策定し適正な維持管理に努めます。



■ 施策の概要

1 スポーツの推進

町スポーツ推進委員会、町体育協会、各自治センター等と連携を図り、子どもから大人までスポーツに親しむ環境づくりを行うとともに、世代間交流などを通してスポーツ活動や普及を進めていきます。

さらに市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会や市町村軟式野球大会、市町村ソフトボール大会等への支援を継続して行います。

2 スポーツ団体の育成・強化

子どもから大人までのスポーツ離れに歯止めをかけられるよう、町体育協会、スポーツ少年団、町内の小・中・高校と連携を図ります。

また、スポーツ団体などが活発に活動できるように育成・強化を進めていきます。

3 社会体育施設の管理・運営

計画的な施設整備に努め、社会体育施設の長寿命化を図ります。

また、競技スポーツや生涯スポーツに対応するとともに、町民の体力維持や健康増進を図るなど、幅広いニーズに対応できる施設運営に努めます。



部門別計画	基本目標4 安全で住みよいまち（防災・生活環境）
-------	--------------------------

基本目標4 安全で住みよいまち（防災・生活環境）

安全・安心で快適に暮らせる環境づくりを進め、人にも、地球にもやさしいまちづくりをめざします。

実現に向けた取り組み

施策1 消防・防災対策の充実

- ① 予防体制の確立
- ② 消防力の強化
- ③ 防災対策の充実

施策2 交通安全・防犯対策の充実

- ① 交通安全対策の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 地域防犯意識の強化

施策3 資源循環の推進

- ① 地球温暖化対策の推進
- ② 水環境の保全
- ③ 環境美化意識の向上

施策4 放射能対策の推進

- ① モニタリングの継続実施

施策 1 消防・防災対策の充実

町民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実を図る事とあわせて、大規模な災害などに備えた防災対策に努めるとともに、地域の実情に即した対策を推進し、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

■ 現状と課題

・ 消 防

町内における建物火災発生件数は減少傾向にあるものの、依然として不注意から招く山林火災等は後を絶たない現状にあります。今後も、予防消防の啓発に努め、火災の未然防止を図り、住民の生命と財産を守る必要があります。

また、消防団員の確保についても困難な状況にあり、今後の消防防災体制のあり方について検討していく必要があります。

・ 防 災

地震、台風、集中豪雨など、激甚化している自然災害が全国各地で相次いで発生していることから、災害に対する意識が高まっています。

また、世界規模で起こりうる脅威等、万が一に備えた防災力の強化と危機管理能力の強化が求められており、あらゆる災害から町民の生命と財産を守るため、地域防災計画の見直しや更なる防災対策の整備充実に努める必要があります。

■ 施策の方向性

町民の生命と財産を守り、災害時の安全確保のため、消防・防災体制の充実、大規模な災害などに備えた対策や避難計画、ハザードマップ等、地域防災計画の見直しと、災害時の迅速な対応ができる危機管理体制の強化を図るとともに、町民への防災意識の普及啓発や自主防災組織の育成・強化による地域防災力の向上を図ります。



■ 施策の概要

1 予防体制の確立

町広報、消防団による火災予防広報や夜警巡回活動などを通して、町民の防火意識の向上を図ると共に、自主防災組織の育成強化を図り、あらゆる災害から町民の生命、財産を守るため、予防体制の確立に努めます。

2 消防力の強化

持続可能な消防体制づくりを進めると共に、団員の消防技術の向上、消防施設、設備の整備を図ります。

また、須賀川地方広域消防組合との連携し、一体的な消防力の強化を図ります。

3 防災対策の充実

地震、台風、集中豪雨などの自然災害に備えた防災訓練の実施など、体制整備と合わせた、町民の防災意識の普及啓発を図ると共に、地域防災計画の見直しを図り、避難所の見直し、災害時要援護者対策等、行政と、地域連携による防災対策を図ります。



施策 2 交通安全・防犯対策の充実

日常生活における安心と安全を確保するため、犯罪や、交通事故のない地域をめざした町民一人ひとりの意識の高揚を図り、地域住民や、関係機関との連携による犯罪のない、明るいまちづくりをめざします。

■ 現状と課題

高齢化社会が進展していく中で、高齢者による自動車事故等は、今後も、交通環境に大きな影響を与え、新たな対策とあわせて、高齢者や次世代を担う子どもたちが交通事故に巻き込まれないような交通教育や環境づくりが重要であり、歩行者や高齢者、子どもなど交通弱者への配慮をしつつ、安全な交通社会環境の形成をさらに推進していく必要があります。

また、防犯については犯罪件数は減少傾向にありますが、振り込め詐欺等、身近な犯罪の発生が依然として高い状況にあるため、警察署や関係機関団体と連携を密にしながら防犯活動を推進していく必要があります。

■ 施策の方向性

町民一人ひとりの交通モラルと交通安全意識の普及促進に努めるとともに、安全な交通社会環境の構築を推進します。

また、町民の防犯意識と連帯意識のもとに、犯罪のない明るい町づくりをめざします。

■ 施策の概要

1 交通安全対策の充実

交通教育専門員、交通安全母の会などの関係団体をはじめとして、警察署、交通安全協会などの協力を得て、交通安全キャンペーン、街頭指導等を実施し、更なる町民の交通安全に対する意識の高揚を図ります。

また、高齢運転者の交通安全対策として、警察、各関係機関と連携し、年齢による運転技能の低下を補う「補償運転」や自主的運転免許証返納について周知を図り、より安全な地域づくりをめざします。

2 防犯対策の充実

警察、行政、地域、学校などと一体となった住民総参加運動の実施や参加、更には交通安全・防犯鼓笛隊パレードの実施により、防犯意識の普及啓発や非行防止活動及び防犯活動の充実を図ります。

3 地域防犯意識の強化

年少者への声掛け・連れ去り・追い掛け回し等の犯罪を未然に防ぐため、防犯協会などの協力を得て、地域の防犯パトロール活動を強化し、地域防犯意識の高揚を図ります。



施策 3 資源循環の推進

豊かな自然を次世代に残せるよう水環境をはじめとした環境保全に努め、ゴミの減量化や分別、資源の有効活用など地球温暖化対策にも積極的に取り組みます。

■ 現状と課題

私たちにとって限りある資源を効率よく利用し、自然環境を守ることは永く快適な生活を続けられるかに繋がります。石川町のゴミ分別方法は、可燃、不燃、粗大ごみの他、資源ごみについては13分類と、環境に配慮したものとなっておりますが、一方で、高齢者にとっては分別方法が複雑になり、全体で見ると、資源のリサイクル率は目標値に近づいていません。

また、地球温暖化対策や水質保全など、効果が見えにくいものについては、長期にわたる取組が必要であり、効果的な対策とあわせて、さらなる意識向上のための周知や広報が必要です。

■ 施策の方向性

環境保全への意識向上へつながる広報、啓発活動を推進します。また、環境に配慮したまちづくりを推奨し、地球温暖化対策を推進していきます。町民がゴミを分別して、排出しやすい環境づくりや新たな高齢者等への支援策構築をめざします。



■ 施策の概要

1 地球温暖化対策の推進

環境に配慮したまちづくりを推奨し、ごみの分別、温室効果ガス削減の啓発等、周知広報による住民意識の向上を図り、地球温暖化対策を推進していきます。

2 水環境の保全

合併浄化槽の設置促進を図り、生活雑排水をきれいにするこゝで、水環境保全に対する意識の向上をめざします。あわせて、河川や地下水の水質検査を継続して行い、水質改善の取組を検討します。

3 環境美化意識の向上

町内における清掃活動、地域ボランティアによる環境美化活動を支援し、あわせて、不法投棄の監視及び防止対策に取り組みます。

施策 4 放射能対策の推進

低線量被ばくや長期化する福島第一原子力発電所の廃炉問題など、放射能に対する不安払拭のため、引き続き対策を講じていく必要があります。今後も、放射線に関する正確な情報を迅速に伝えることに努めます。

■ 現状と課題

石川町内では、年間追加被ばく線量 1 msv の目安とされる、空間放射線量 $0.23 \mu\text{sv/h}$ 以下の目標は達成されており、空間線量は低線量を維持していますが、今後の放射線監視体制についても、引き続き福島県と連携し、対策を検討していく必要があります。

あわせて、町内における放射性物質の除染事業は、中間貯蔵施設搬出まで終了していますが、放射能に対する不安は解消されていないため、引き続き、放射能に対する住民不安解消へ向けた対応を検討する必要があります。

■ 施策の方向性

空間線量に関する情報を適切に伝え、放射能に対する正しい知識の啓発に努めます。



■ 施策の概要

1 モニタリングの継続実施

福島県が実施する空間放射線量のモニタリング情報、測定結果等、正確な情報を発信します。

あわせて、空間線量測定器の貸し出しによる簡易測定を推奨し、住民不安の払拭に努めます。





部門別計画	基本目標5 都市機能が充実したまち（生活基盤）
-------	-------------------------

基本目標5 都市機能が充実したまち（生活基盤）

緑豊かな自然環境と限りある資源を活かした都市機能の推進を図り、機能的で快適な生活環境づくりをめざします。

実現に向けた取り組み

施策1 土地利用の推進

- ①環境に配慮した快適で機能的なまちづくりの推進（市街地の土地利用）
- ②地域特性を活かした土地利用の推進（農山村地域の土地利用）

施策2 生活道路の充実

- ①道路改良・舗装工事の推進
- ②協働による道路環境の整備

施策3 河川環境整備の推進

- ①河川堆砂の除去
- ②協働による河川環境の整備

施策4 住環境の整備

- ①移住・定住促進に向けた住まいづくり
- ②暮らしの安全・安心を支える住まいづくり
- ③快適で質の高い住まいづくり
- ④住宅困窮者の居住安定に配慮した住まいづくり

施策5 上水道の整備

- ①老朽施設の更新
- ②上水道事業の広域化並びに経営基盤の安定
- ③水道用水供給事業の立ち上げ

施策6 公共交通網の整備

- ①まちづくりと一体となった交通体系の構築
- ②誰でも安心して外出できる交通システムの検討
- ③誰もがわかりやすく・使いやすい交通環境づくり
- ④みんなが主役の交通まちづくりの推進

部門別計画	基本目標5 都市機能が充実したまち（生活基盤） L 施策1 土地利用の推進
-------	--

施策1 土地利用の推進

地域の重要な資源である自然と景観に配慮し、快適で安全な住環境の構築と持続性のあるまちづくりをめざします。あわせて、高齢化、人口減少社会の変化に対応した都市基盤のあり方を検討し、機能的かつ効率的な土地利用を図ります。

■ 現状と課題

本町の土地利用状況は、総面積115.71km²（平成29年現在）で、地目別割合では、農地が27.7%、宅地が4.1%、山林・原野が52%、雑種地・その他15.2%と、なっていますが、今後は農地の見直しや、山林の開発等により宅地は増加傾向に進むことが予想されます。

また、都市化が進むにつれ、自然や農地等の環境が少しずつ減少してきており、自然豊かな環境と農地を後世に受け継いでいくために、環境とバランスのとれたまちづくりが求められます。

■ 施策の方向性

主要高速道路へのアクセス、福島空港、主要都市から200km圏内という地理的優位性と、豊かな自然環境、歴史、文化資源などを最大限に活用した生活基盤づくりとあわせて、全国的に進行する人口減少や高齢社会の時代に見合った計画的な土地利用を図ります。



■ 施策の概要

1 環境に配慮した、快適で機能的なまちづくりの推進 （市街地の土地利用）

市街地においては、石川町の特徴でもある桜や、山々に囲まれた自然と調和した町並みづくりをめざします。特に、県道いわきいしかわ線バイパスや、今出川水域河川改修に伴う環境変化については、未利用となっている公共用地のほか、周辺環境に配慮した土地活用を図っていきます。

2 地域特性を活かした土地利用の推進 （農山村地域の土地利用）

優良な農地の保全を基本として、農村地域の活性化に向けた指導、活用方針の提案、農業振興地域整備計画の見直しを図り、良好な農業環境を形成していくとともに、森林開発に対しても、環境に配慮した指導・助言を図ってまいります。



施策 2 生活道路の充実

幹線道路や地域間を結ぶ生活道路の整備を進めると共に老朽化が進んでいる道路や橋梁の修繕を図り、安全で快適な道路交通の確保に努めます。あわせて、地域住民との協働による道路の環境整備を図ります。

■ 現状と課題

あぶくま高原道路が開通し、県道いわき石川線（石川バイパス）道路建設工事が進み、これらの道路が開通することで、総合的な交通ネットワークが確立され、さらに今出川改修事業に伴う道路と橋梁の架け替えにより、町内の交通事情は、飛躍的に改善されることが予想されます。

本町の町道整備については、通勤や通学への利用をはじめ、町民が安全で快適な生活を送るためにも極めて重要ですが、舗装率・改良率は、まだまだ低い水準となっています。

日常生活の基盤となる道路網の整備については、老朽化が進んでいることから、長寿命化による橋梁や道路の舗装修繕などの維持管理と共に整備を図る必要があります。

■ 施策の方向性

地域と地域を結ぶ身近な生活道路の整備を進め、快適で安全な道路網の整備に努めます。

また、道路や橋梁の老朽化が進んでいることから安全確保を図るためにも橋梁修繕や舗装修繕などの維持管理に努めていきます。



■ 施策の概要

1 道路改良・舗装工事の推進

町民生活に最も密着した町道の整備については、円滑な交通の確保と利便性の向上を図るため、幹線道路を中心とした道路の改良を計画的に進めます。

また、舗装路面性状調査により損傷の激しい路線の安全確保を図ります。橋梁については、老朽化の激しい橋梁を優先に効率的な補修整備に努めます。

2 協働による道路環境の整備

地域と町、県が連携し、地域にふさわしい道路づくりを推進して、道路の安全確保と環境整備を図ります。

また、地域住民との協働による道路沿線の通行に支障となる草木等の除去作業を計画的に実施していきます。



施策3 河川環境整備の推進

災害に備えて河川の改修工事を進めると共に、町内を流れる河川には、桜並木があり、身近な公園として親しまれ、四季を通じて美しい景観を見せていることから、自然環境に配慮した環境整備を協働により進めます。

■ 現状と課題

町内を流れる北須川や今出川は、両側に桜並木があることなどから町民の憩いの場として大切にされてきましたが、過去には洪水による氾濫などもあり県では、千五沢ダムの改修と合わせて、北須川と今出川の改修工事を行っています。

また、河川には堆砂が広がり、河川災害の防止や河川環境の悪化を防ぐためにも、環境美化の観点から住民と協働による河川環境づくりを継続して推進していく必要があります。

■ 施策の方向性

千五沢ダムの改修に伴い、北須川と今出川の改修事業が行われることから、関係機関との連携を図り河川災害に備えて整備を図って行きます。

また、計画的な堆砂除去を図り、町民に親しまれる河川環境を勧めることから協働による河川環境の維持を図っていきます。



■ 施策の概要

1 河川堆砂の除去

河川の堆砂除去については、災害を防ぐためにも管理者である県と継続的に協議を行い、連携して整備を図ります。

2 協働による河川環境の整備

地域住民の協力を得て草木等の除去、清掃作業を行い、河川環境の整備を図っていきます。



施策4 住環境の整備

定住促進を図るために、誰もが住みやすい住まいづくりの推進や災害に強い住環境づくりに努めると共に町営住宅の整備による安定した住宅の供給を図ります。

■ 現状と課題

本町の人口動態は、町外への転出増加等により減少傾向にあることから、住環境の整備や各種支援により、定住人口の促進を図ることとあわせて、さまざまな町民の需要に応じた住宅施策を進める必要があります。

また、町内でも増加している空家に対する対策や既存住宅の安全確保を図るため耐震改修を進める必要があります。

■ 施策の方向性

定住促進を図るため、宅地・住宅取得の支援や空家等を含めた民間住宅の有効活用を進めることとあわせて、働く場所、子育て支援等、各施策を一体的に進めることで、移住、定住を促進します。

住宅等の耐震診断や耐震改修への支援、倒壊等のおそれがある空家等の解消を図り、災害に強い安全で安心できる住まいづくりを進めます。

また、高齢者などの需要に対応するため、住宅改修への支援を図り快適で質の高い住まいづくりを進めます。あわせて、町営住宅の長寿命化計画に基づき、整備を図り安定供給に努めます。

■ 施策の概要

1 移住・定住促進に向けた住まいづくり

子育て・若者世帯等の住宅取得を支援していくことで、定住促進を図ります。

あわせて、宅地開発等、住環境の整備促進を図るため、宅地開発事業者等への支援や、移住に関する情報提供等により、移住・定住施策を推進します。

また、空家対策として空家実態の把握及び活用のための空家バンクへの登録等を進めます。

2 暮らしの安全・安心を支える住まいづくり

木造住宅の耐震診断により改修が必要とされた木造住宅の耐震改修を進めます。また、倒壊等のおそれがある空家等については、安全対策を図ります。

3 快適で質の高い住まいづくり

高齢者や障害者等へのバリアフリーを推進して、快適で質の高い住宅づくりを促進します。

4 住宅困窮者の居住安定に配慮した住まいづくり

長寿命化計画に基づき町営住宅を整備し、安定供給に努めます。また、要入居配慮者への住宅提供に努めます。

部門別計画	基本目標5 都市機能が充実したまち（生活基盤） L 施策5 上水道の整備
-------	---

施策5 上水道の整備

安全安心な水道水の安定的な供給のため、浄水場の更新も含め、非耐震・老朽施設の更新を図り、あわせて、それに伴う給水区域の見直し及び水道料金の見直しを図ります。

■ 現状と課題

安全・安心な水道水を安定的に給水していくため、原水、浄水の放射能モニタリング調査を行うとともに、配水管の耐震性を高めていくため、石綿セメント管等老朽管の布設替えを計画的に行う必要があります。

また、配水管、配水池等の施設更新のほか資産台帳を整備する必要があります。老朽化している浄水施設については、今後の水道需要を十分に検証した中での取り組みが必要となります。

■ 施策の方向性

施設の建設・更新や耐震化を行うとともに、水源・水質管理体制の強化を図ります。

給水区域の拡張に努め普及率の向上をめざすとともに、水道事業の効率化を進め運営基盤の強化を図ります。

さらに、多様化している住民ニーズへ対応するため、水道サービスの向上を図ります。

部門別計画	基本目標5 都市機能が充実したまち（生活基盤） L 施策5 上水道の整備
-------	---

■ 施策の概要

1 老朽施設の更新

安全・安心な水道水を安定的に給水ができるように、施設の建設・更新や耐震化を行うとともに、水源・水質管理体制の強化を図ります。

2 上水道事業の広域化並びに経営基盤の安定

将来の人口減少を見据えて、他自治体との広域連携について、県をはじめ関係機関と協議を進め経営の効率化をめざします。

また、同時に、施設の規模並びに、水道料金等の見直しを行い、経営基盤の強化を図ります。

3 水道用水供給事業の立ち上げ

水道法改正の関係から浄水場更新事業に合わせて、水道用水供給事業を立ち上げ、石川町・玉川村へ水道用水が供給される体制を構築します。



施策 6 公共交通網の整備

本町の公共交通における課題を解決し、将来的に持続可能な公共交通を維持・確保するため、みんなが主役となり、町民協働による持続可能な交通まちづくりをめざします。

■ 現状と課題

人口減少や少子高齢化、自家用車等の普及により、公共交通の利用者数は減少傾向にあり、石川町内でのバスの乗降者数は、減少傾向にあります。

また、町内の交通不便地域や、買い物支援ニーズに対応したデマンド交通や乗合タクシー等の交通サービスの提供についても検討する必要性があり、公共交通の維持・確保と公共交通利用者の確保、交通弱者対策等、地域課題の改善に寄与できるような交通体系を検討していくことが課題となっています。

■ 施策の方向性

本町の地域特性及び町民の移動特性・ニーズに対応した公共交通体系を構築するため、周辺市町村と連携した広域的な公共交通ネットワークの体制確保を図ります。

また、将来的に持続可能な公共交通体系の構築に向けて、行政・交通事業者だけではなく、町民、地域、各種団体・機関等と連携・協働し、町全体が一体的になり、地域における重要な移動手段としての公共交通を支え、育み、発展させていく仕組み・体制づくりを行います。

■ 施策の概要

1 まちづくりと一体となった交通体系の構築

周辺市町村との「広域連携軸」と本町の「まちづくり」との整合が取れた地域公共交通の再編を図ります。

また、各交通体系の役割を明確化し、持続可能な交通体系を構築することで、まちづくりに寄与します。

2 誰でも安心して外出できる交通システムの検討

少子高齢化の進展、免許返納者対応等、車がなくても安心して「外出」できる交通システム導入による再編を図り、各地域・集落ニーズ・需要にあった高品質な公共サービスの提供を行い、外出機会を創出します。

3 誰もがわかりやすく・使いやすい交通環境づくり

高齢者・町外からの通学者・来訪者など、町民だけでなく、誰でも迷わず使える公共交通環境づくりを推進することとあわせて、周知、PRに努め、利用促進を図ります。

4 みんなが主役の交通まちづくりの推進

「商業」「観光」「医療」「学校」等、地域づくりに関わるさまざまな主体と協働・連携し、みんなが主役の「交通まちづくり」を推進します。





部門別計画	基本目標6 共に創るまち（地域自治・行政運営）
-------	-------------------------

基本目標6 共に創るまち（地域自治・行政運営）

町民と行政が、それぞれの立場で役割と責任を担い、郷土への愛着や誇りを実感できる地域づくりを進めます。

実現に向けた取り組み

施策1 協働によるまちづくりの推進

- ①地区まちづくりの推進
- ②推進体制の整備
- ③情報の収集発信

施策2 効率的な行財政運営

- ①行政改革の推進
- ②自主財源の確保
- ③窓口サービスの充実

施策3 広域行政・地方分権

- ①広域行政の推進
- ②権限移譲の推進
- ③人材の確保・育成

施策4 情報化の推進

- ①地域情報化の推進
- ②行政情報化の推進

施策5 町民参加

- ①わかりやすい情報提供の推進
- ②町民との対話の推進
- ③町民協働型まちづくりの推進
- ④コミュニティ活動の充実

施策6 まちなか再生の推進

- ①まちなかの拠点づくり
- ②まちなかの賑わいづくり

施策1 協働によるまちづくりの推進

それぞれの地域における歴史や地理的条件を踏まえ、地区まちづくり計画の策定を通じて浮き彫りになった課題や改善点の解消に向けて、町は全課体制で相談に応じ、積極的に支援していきます。また、自治センターや自治協議会の活性化に向けて職員のスキルアップをはかるほか、人的支援を行います。

■ 現状と課題

各地区における特色を活かしたまちづくり委員会の諸活動により、ものづくりや地域おこしイベント、景観形成など町行政が直営では難しい事業を展開することができたことは大いに評価できます。一方、若者の参画や各種団体の後継者となる住民の育成という面では課題を残す結果となりました。

各まちづくり委員会の事業の進捗状況を把握し、達成に向けた相談体制が十分とはいえなかったこともあり、未達成のまちづくり計画や、職員によるサポート体制が行き届かず、的確なアドバイスや支援体制が十分とはいえませんでした。

また、特定の住民だけの活動に見えているといった声や町の業務を地域に丸投げしているといった声もあり、住民と町の協働体制に改善すべき点があります。

■ 施策の方向性

自治センターを拠点に、国が進める小さな拠点づくりを今後も進めていきます。すでに自治協議会が設立されている地区については、その活動が円滑に進むことができるよう支援していきます。

また、運営面や資金面での自主性がより発揮できる指定管理者制度の導入を検討することとあわせて、地域課題の解決に向けた行動に対して必要な支援を行います。

特に、各部会の活動に伴って生じる課題に対して、関係各課による支援を行いません。



■ 施策の概要

1 地区まちづくりの推進

各地区において、地域を主体とした「地区計画」による、地域の振興や地域課題の解決に向けた取り組みを支援していきます。

2 推進体制の整備

地区計画の着実な推進を担保する町の体制整備を図ります。

3 情報の収集発信

住民ニーズの把握に努め、優良先進事例の収集を行うとともに、現地視察研修や講演会の開催など、地域自治に関する情報を提供し、活動に反映できるよう努めます。



施策 2 効率的な行財政運営

「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを真に追求し、住民福祉の増進を図るとともに、町の将来を想像しながら的確な行財政運営に努めます。

■ 現状と課題

新規地方債発行の抑制と繰上償還の実施により、標準財政規模に対する地方債残高は減少しつつあったが、継続発行を余儀なくされている臨時財政対策債に加え、公共施設の大規模更新事業に伴う起債により地方債残高は増加傾向にあります。このような中、新たに過疎地域の指定によって過疎対策事業債の発行が認められたところですが、今後も地方債の発行は十分に留意していく必要があります。

一方、多様化する行政ニーズを背景に行政事務も複雑化の傾向にあるため、きめ細かな住民サービス水準を確保したうえで、効率的な事務執行の方法を確立する必要があります。

■ 施策の方向性

さらなる加速化が予想される人口減少社会の中にあって、財政の健全性を維持しながら効率的かつ実効的な行政運営が期待されており、投資的な施策や保守管理業務などにおいては、官民連携による新たな手法（PPP・PFI）を積極的に取り入れ、より効果的な行政運営をめざします。

また、窓口をはじめとする行政サービスは、与えられた資源の中で一層の質の向上をめざすとともに、これまで職員が内部的に処理してきた定型業務にはAI等の先進技術を積極的に導入し、事務処理の迅速性と正確性を追求するなど、行政サービスの充実と事務処理の簡素化を高次元で推進します。

■ 施策の概要

1 行政改革の推進

PPP・PFIなどの官民連携による新たな手法の導入により事務の高効率化を図るとともに、住民ニーズに即応できるスリムで洗練された行政組織の構築をめざします。

また、町が保有する公共施設においては、老朽化対策による安全性確保を徹底しながら、施設サービスの適正化を図り、利用しやすい公共施設の運営をめざすとともに、未利用資産については、優先的に処分を検討していきます。

2 自主財源の確保

町民の納税意識の高揚と収納率の向上を図るため、口座振替制度の推奨とともに、税、使用料等のコンビニ収納サービスを推進し、自主納付の充実を図ります。

また、内部資金の運用による自主財源の確保も検討します。

3 窓口サービスの充実

必要な手続きを漏れなくスムーズに提供し、町民の利便性と時代のニーズに適合した「便利でわかりやすく、やさしい窓口」をめざします。

また、職員の接遇向上や職員間の連携に努めます。

施策 3 広域行政・地方分権

社会情勢の変化や、日常生活圏の拡大等により多様化、高度化する広域的課題に対し、周辺市町村との連携に取組み、広域行政、地方分権の推進を図ります。

■ 現状と課題

平成 12（2000）年の地方分権一括法の施行以降、基礎自治体への権限委譲は進み、今後においても、分権改革は一層推進されることが予想されます。

そのなかで、地域社会における諸課題は複雑化してきており、中でも一部の都市を除く全国的な人口減少の進展は、町財政状況や、雇用への影響、さらには地域におけるコミュニティ機能の低下を助長させることとなります。

これら、全国的な少子高齢化の流れに対応していくためには、地方創生、地方分権に取り組んでいくこととあわせて、近隣市町村との連携を視野に入れた中で、経済交流や、福祉、観光等公共サービスに対する広域的なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

■ 施策の方向性

広域的な視野に立ち、様々な課題に対応するため、近隣市町村等と連絡調整機能の充実を図り、連携を強化していきます。

また、地方分権の流れの中で、行政機能の充実と、自己決定権の拡充を図るため、国・県からの権限委譲を推進するとともに、多様化、複雑化する行政ニーズに対応できる人材の育成を図ります。

■ 施策の概要

1 広域行政の推進

医療・観光・公共インフラ等、住民サービスの提供に対する様々な課題に対応するため、近隣市町村等と広域的な連携を図ることとあわせて、連絡調整機能の充実、連携を強化していきます。

2 権限移譲の推進

町の自己決定権の拡充を図り、町民が広く参画する真の地方自治の実現をめざし、国県から、町へ権限委譲が推進されるよう努めます。

3 人材の確保・育成

多様化、複雑化する行政ニーズに対応できる高次の専門的、政策形成能力を有する職員の確保、育成に努めます。また、国県、友好自治体、近隣自治体間の職員交流を進めます。



施策4 情報化の推進

行政情報の多様化・高度化の推進により、日常生活の利便性を高め、町民の皆さんが住みやすいまちづくりをめざします。

■ 現状と課題

町内主要幹線に光ファイバーケーブルが布設され、インターネット接続エリアはほぼ全町をカバーし、携帯電話の通話エリアも事業者への要望により約99%まで拡大したが、一部支障を来している地域も存在します。

マイナンバー制度の施行により、町民サービスの向上が図られておりますが、住民票のコンビニ交付等、一層の制度の利点を活用するような施策が求められています。また同時に、個人情報を含めた行政情報について、外部からの不正アクセス対応など、更なる管理体制の強化が必要です。

災害などの緊急情報を周知する手段として、防災行政無線を活用しているが、国の方針により、平成34年11月にアナログ放送の停止が予定されているため、防災行政無線のデジタル化が必要となっています。

■ 施策の方向性

携帯電話の不通話エリアやインターネットへの未接続エリアの詳細調査を実施し、各事業者に対する環境改善の要望など、通話エリア等の100%カバーをめざします。

携帯電話等の通信環境の向上に努めるほか、住民票等コンビニ交付システムの構築を図り、町民の利便性を高めるとともに、行政情報を厳格に管理していくため、引き続き情報管理の強靱化を図ります。

防災行政無線のデジタル化整備にあわせ、緊急時にも的確に情報を届けられるよう提供方法の改善を図ります。

■ 施策の概要

1 地域情報化の推進

携帯電話の不通話エリアやインターネットの未接続エリアが本町の一部区域にあることから、各事業者に対し、設備整備の推進を要望するほか、公共施設への無料Wi-Fiの整備などの通信環境の改善に向けた取り組みを進めます。

2 行政情報化の推進

マイナンバー制度を利用した住民票等のコンビニ交付の導入を図るほか、電子申請等の実施に向けた検討を行います。また、個人情報を含めた行政情報の適切な管理に向けて、セキュリティーの強靱化作業を進めます。

災害等の緊急時に、避難情報を迅速かつ正確に広報できるよう、防災行政無線のデジタル化とあわせて、本町特有の地形を考慮した屋外子局や戸別受信機、防災ラジオ等の適切な配置など、放送設備の改善整備を進めます。



施策 5 町民参加

行政情報を分かりやすく町民の皆さんに伝えるとともに、町政懇談会等の
広聴活動を進め、町民参加のまちづくりをめざします。

■ 現状と課題

広報紙やホームページ等を通じた適切な行政情報をわかり易く提供することが求められており、様々な機会を通じて、町の情報を手にすることができる環境づくりが必要となっています。

行政ニーズに沿った施策を進めていくにあたり、町政懇談会は町民の意見を直接聞くことができる有意な機会であるが、年齢層の偏りや参加者数が少ないなどの課題もあり、開催方法等の工夫が求められています。

■ 施策の方向性

行政情報を町民の皆さんに分かりやすく伝える手段として、広報紙等は重要な位置を占めていると考えています。行政情報を町民の皆さんに届けるため、広報いしかわの紙面を充実することはもとより、町の最新情報を発信できるようにホームページの充実を図ります。

また、町民の皆さんと直接対話の出来る機会である町政懇談会を継続し、また、スマートフォン等情報端末の普及と現在の情報社会発達に見合った、町民の皆さんと相互に情報をやり取りできるシステムの構築をめざします。



■ 施策の概要

1 わかりやすい情報提供の推進

わかり易い情報を幅広い年齢層に伝えるうえで、広報紙やホームページは重要なツールであり、必要とする行政情報を多くの方に届けるために、広報いしかわの紙面やホームページの内容の充実を図るとともに、広く手に取ってもらえるよう広報紙の配付方法についても検討します。

2 町民との対話の推進

町民の皆さんと直接対話できる町政懇談会はその継続は必要と考えており、各種計画の策定会議や各事業の委員会など様々な機会を捉えて、町民の意見集約に努めます。また、スマートフォンの普及など現在の情報社会の発達に見合った、相互の情報のやり取りも可能となるシステムの構築を検討します。

3 町民協働型まちづくりの推進

自治協議会が設立された地区については、部会を中心に地域課題を集約し、その解決に向けて行動することとなるが、町は人的・資金的な支援を行なっていきます。未設立の地区については、区長会を中心に地域課題について話し合う場を設定し、設立に向けて取り組みます。

4 コミュニティ活動の充実

自治会の加入率を向上させるためには、例えば転入機会を利用し、加入案内の配布を行なう等の支援を行なうほか、先進的な自治会への視察研修を行なうなど、地域コミュニティーの活性化に努めます。



施策6 まちなか再生の推進

人と人が交流する重要な場所であるまちなかで、イベントやコミュニティ活動などを、町民、事業者、行政が、官民協働・公民連携の持続可能なまちづくりを実施することにより、活力と賑わいのあるまちなかを実現するための事業を推進します。

■ 現状と課題

長く続いた景気の低迷とともに、少子高齢化社会の進行による消費の衰退、経済のグローバル化、インターネットなどICTの発達による販売・購入方法の多様化など社会経済情勢は大きく変化してきています。

また、郊外型複合商業施設の進出による買い物のレジャー化など生活様式にも変化がみられています。

本町においても人口減少と高齢化は大きな課題であり、特に中心市街地においては急速な進行がみられ、歩行者の通行量や商店街の売り上げも減少しており、商業の活力低下も深刻になっています。

あわせて、経営者の高齢化や後継者不足による空き家、空き店舗の増大によるまちなかの交流人口の減少も大きな課題となっています。

■ 施策の方向性

「モノ」をつくるだけでなく「コト」を興すことに重点を置き、町所有及び中心市街地に存在する地域資源を有効に活用し、まちの「顔」である「まちなか」の活力とにぎわいを取り戻します。

また、将来において、持続可能なまちづくりを実現していくため、まちなか拠点を中心とした、官民協働・公民連携のまちづくりの体制を構築し、将来にむけての「人づくり」も行っていきます。

■ 施策の概要

1 まちなかの拠点づくり

まちなかに存在する町所有の既存ストックや点在する空き家・空き店舗等の地域資源を有効に活用し、拠点となる「モノ」の整備を推進します。

2 まちなかの賑わいづくり

まちなかに整備する拠点施設を核に、町民や高校生が主体となって官民協働・公民連携での「コト」を興す取り組みのための仕組み及び体制づくりを支援していきます。

また、この活動を通し持続可能な活動を実現していくための「ヒト」づくりも推進していきます。



基本計画 重点項目 基本構想 基本目標分野別	【人口減少対策】【町民の安心安全の確保】 関連する施策を政策パッケージとして捉え、重点的に取り組む項目				
	子育て	防災	定住・移住	交流人口	共に創る（対話）
保健・福祉・医療	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援体制の充実 子育て家庭への経済的支援等 		<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援体制の充実 保健・医療の充実 		<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進体制の強化 相談支援体制の充実 人権尊重の推進
産業・観光			<ul style="list-style-type: none"> 多様な担い手の育成、確保 商業活性化の推進 企業立地の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な担い手の育成、確保 商業活性化の推進 観光客誘致の推進 	
教育・文化・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> 確かな学力の育成 学習環境の整備充実 			<ul style="list-style-type: none"> 芸術・文化の振興 鉱物館の整備 スポーツの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の振興と充実 男女共同参画社会の形成
防災・生活環境		<ul style="list-style-type: none"> 予防体制の確立 消防力の強化 防災対策の充実 			<ul style="list-style-type: none"> 予防体制の確立 防災対策の充実 地域防犯意識の強化
生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> 移住・定住に向けた住まいづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 道路改良・舗装工事の推進 河川堆砂の除去 老朽施設の更新 	<ul style="list-style-type: none"> 移住・定住促進に向けた住まいづくり 		
地域自治・行政運営		<ul style="list-style-type: none"> 地域情報化の推進 行政情報化の推進 		<ul style="list-style-type: none"> 地区まちづくりの推進 まちなか拠点づくり まちなか賑わいづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 地区まちづくりの推進 町民との対話の推進